

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

平成30年6月7日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	星野宏徳君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	情報管理課長	菊地浩君
市民課長	山田茂人君	地域振興課長	大法努君

子育て支援部 榎本 豊 君
副 参 事
子育て支援部 梶川 義夫 君
副 参 事
福祉部副参事 原 里美 君
環境課長 宮 鍋 和 志 君
土木課長 寺 島 由紀夫 君
社会教育課長 佐 伯 芳 幸 君

保育課長 関 田 孝 志 君
青少年課長 新 海 隆 弘 君
健康課長 志 村 明 子 君
都市計画課長 神 山 尚 君
学校教育部 吉 岡 琢 真 君
副 参 事
中央公民館長 尾 又 恵 子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

[3番 上林真佐恵君 登壇]

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。日本共産党の上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、保育園と学童保育所の待機児童対策について。

①待機児童の現状は。

②待機児童解消への取り組みについて、市の方針と具体的な計画は。

③今後の課題は。

2、国・都・市有地の活用について。

①保育園や学童保育所、特別支援学校、特養ホームなどの福祉施設及びスポーツ施設の整備拡充について、平成30年第1回定例会以降の現状と課題は。

3、都営団地への入居について。

①市内にある都営団地の不足についての認識は。

②市民がより入居しやすくするための課題は。

4、平和事業について。

①旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和事業・平和学習の現状と課題は。

②平和首長会議に加盟する市としての取り組みについて。

ア、加盟市としての役割に対する認識は。

イ、取り組みの現状と課題は。

5、教職員の働き方改革について。

①教職員の過重労働の現状と児童・生徒に与える影響についての認識は。

②取り組みの現状と課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。

なお、1の保育園と学童保育所の待機児童対策についての項目については、まず保育園について①から③まで続けて質問を行ってから、学童についても同様に①から③まで続けて質問をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

[3番 上林真佐恵君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、待機児童の現状についてであります。保育園の待機児童につきましては、平成30年4月1日現在、

24人であります。建て替えによる定員増や小規模保育の開設などにより、定員を平成29年4月1日から43人分ふやしましたが、それを上回る申し込みがあったため、平成29年4月1日の3人から21人ふえたものであります。

学童保育所の待機児童につきましては、国等への報告の基準日となります平成30年5月1日現在、104人です。

次に、待機児童解消に向けた取り組みについてであります。保育園の待機児童解消の取り組みにつきましては、新たな保育園の開園も含め保育事業者などの意見を聞き、検討を行っているところであります。

学童保育所の待機児童につきましては、全てランドセル来館事業で受け入れているところであります。

さらに、待機児童解消の取り組みにつきましては、民間学童保育所の利用促進を図るとともに、学童保育所の受け入れ枠の拡充等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。市内の保育園につきましては、都市部の課題と言われております保育士不足が深刻な状況となっておりますことや、保育ニーズが高い地域での新たな施設の開設が難しいなどの課題があります。

学童保育所につきましては、保護者のニーズを適切に把握することが課題であると考えております。

次に、国有地、公有地及び市有地の活用の検討についてであります。国有地の参議院宿舎跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応としまして、介護施設整備の必要性を考慮し、引き続き検討を行っているところであります。

また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得に向けて今後の利用計画を策定することになりますが、具体的な検討につきましては未着手であります。

次に、公有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、平成29年7月に決定しました地区計画に基づきまして公園や運動施設などの協議を進めているところであります。

また、都営向原団地の創出用地につきましては、東京都から北側の地区に特別支援学校の設置が提案されており、平成29年度に提出した仮要望事項のうち東京都負担による雨水貯留施設を整備することについて協議を行っているところであります。平成30年4月から2回の協議を行っておりますが、進展はありません。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行っております。

また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、行政財産としての利用、貸し付け、売却等を含めて検討を行うこととしておりますが、具体的な進展はありません。

次に、都営住宅についてであります。現在市内には約3,000戸の都営住宅があります。平成28年における人口100人当たりの都営住宅の戸数は3.6戸でありまして、これは多摩26市中5番目に高い水準であります。さらに、東京都は東京街道団地におきまして、今後660戸程度の都営住宅を建設するとしています。このことから、都営住宅が不足しているとの認識はありません。

次に、市民の方により入居しやすくするための課題についてであります。都営住宅における入居者の抽せんに当たりましては、一部の地元割り当てを除きまして、市民の方を対象とした優遇措置はありません。まず都営住宅への入居を希望される市民の方々に申し込みの周知を十分に図ることが重要であると認識しております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和事業、平和学習の現状と課題についてであります。市

の指定文化財であります旧日立航空機株式会社変電所は、大変貴重な戦災建造物であり、後世に残すべき平和のシンボルであると考えております。

市では、戦争の悲惨さ、平和の大切さを無言で訴え続けている変電所を活用しまして、毎年8月の平和月間に平和市民のつどいや地域の戦争、平和学習及び広島派遣事業などの平和学習を実施しております。

なお、平和事業の状況と課題等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、平和首長会議の加盟都市としての取り組みについてであります。役割としましては、加盟都市相互の緊密な連携を通じて核兵器廃絶の意識を喚起する取り組みなどを行い、世界の恒久平和の実現に寄与していくことであると認識しております。

取り組みの現状としましては、平成22年8月に平和首長会議の前身である平和市長会議に加盟した後、国内の加盟都市会議への出席や平和首長会議の定める指針等に基づく取り組みに協力してまいりました。

今後の課題としましては、平和首長会議におきまして核兵器廃絶に向けた取り組みを推進していくことなどが挙げられておりますことから、当市における平和事業や変電所の保存に取り組む中で、引き続き協力をしてまいりたいと考えております。

次に、教職員の働き方改革についてであります。国や東京都の調査結果による教職員の長時間勤務の現状は、教職員の心身の健康状態への影響とともに子供に対する支援や指導にも影響を及ぼしかねない事例もあるとのことあります。

そのような中、教職員の働き方の改善に向けて平成30年度は、教職員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフをモデル校である小学校1校に配置するなど、取り組みを進めているところであります。今後もさまざまな観点から働き方の見直しを進める必要があると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、平和事業と平和学習の現状と課題について御説明いたします。

旧日立航空機株式会社変電所は、昭和13年に建設され、約80年近く経過する中で、現在老朽化が進んでおります。この奇跡的に残った変電所を後世に伝えていくため、平和を愛する人たちと一緒に保存と活用を図ってまいりたいと考えております。

今年度の平和事業につきましては、昨年に引き続き戦争体験等を掲載した平和文集の発行や平和市民のつどいなどを開催してまいります。

また、平和学習につきましては、今年度も広島派遣事業を実施いたしますが、今回は募集対象をこれまで中学生だけだったところを新たに小学5年生、6年生まで拡大し、広く募集することといたしました。その後、さまざまな学習を通した後に、平成30年8月18日の第14回平和市民のつどいの中で地域の戦争、平和の学習及び広島派遣事業の御報告をしていただくことを考えております。

なお、課題につきましては、平和事業、平和学習を通じて戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代へ伝えるために必要な変電所の保存・改修工事を確実に進め、定例公開などを通して貴重な戦災建造物をより多くの方々に見ていただくことであるとと考えております。

次に、教職員の働き方改革についてであります。教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることが必要であります。

東京都が平成29年6月に行った東京都公立学校教員勤務実態調査によりますと、週当たり在校時間が60時間以上の教員の割合が、小学校で37.4%、中学校では68.2%でありました。こうした現状では、教員の日々の生活の質や児童・生徒への効果的な教育活動に影響を及ぼすことも考えられます。そのため教育委員会では、昨年度当初より、各校に働きかけ、学校では業務改善による仕事量の縮減など、長時間労働にはならない工夫をしているところであります。

また、保護者や地域に対して、学校との電話連絡の時間帯制限についてお願いをいたしました。

今年度はモデル事業としてスクールサポートスタッフの配置とともに、市内全小中学校にタイムレコーダーを導入いたしました。

また、夏季休業期間に土曜、日曜を含めた連続9日間の学校閉庁日を設定したところであります。

今後は、学校における働き方改革のさらなる推進に向け、教育委員会として実施計画を策定し取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、保育園と学童保育所の待機児童対策について、まず保育園について伺いたいと思います。

4月1日現在の待機児童数について24人ということですが、これ年齢ごとに教えていただければと思います。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の待機児童につきましては、24人全てがゼロ歳児でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

旧定義で認可保育園に入れなかった実際の人数についても、年齢ごとに教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 4月1日現在で申し込みにおいて申し込んだが入園できなかった数ということで102人でございます。年齢別では、ゼロ歳が42人、1歳が35人、2歳が16人、3歳が8人、4歳が1人でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実際に保育園に入れなかったお子さんの人数が102人ということで、下の保育課の前のボードにも6月1日時点では114人という数字が書いてあったと思うんですが、市でもこれまで実待機児童という形ではカウントされてきたかと思うんですが、私は6月1日時点では114人のお子さん全てが希望の保育園に入れるだけの認可保育園を整備するべきだということを繰り返し要望してまいりました。

3月の予算委員会の際に、市は認可保育園はこれ以上つくらないというこれまでの方針を見直す考えを示しましたが、これは大変重要な方向転換だというふうに思っています。

私は、これまでもこの市議会の場においても、少子化が進んでも保育需要は減らないというデータなども示しながら、待機児童は旧定義でカウントをして、希望する方が全て認可保育園に入れるように認可保育園、新しくつくってほしいとしつこく、自分でもしつこいなと思いながら要望してきたわけなんです、これは何より保護者の方々の声でありますので、市がその方向にかじを切ったということは高く評価をしています。

そこで、②の待機児童解消への取り組みについて、具体的な今後の市の方針と具体的な計画について確認したいのですが、計画というのは現在どの程度進んでいるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在、今後の幼児教育・保育の無償化などによる影響を踏まえながら、保育ニーズ

の推計を検証するとともに、保育のニーズの高い地域の適地、こちらの情報収集を図っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今検討、情報収集など検証ですかね、そういうことをされているということで、認可保育園、新しく新設するということに当たっては、これも私、以前から要望してるんですが、公立という選択肢も改めて検討をしていただきたいというふうに思っていますが、公立保育園を新設するということについては検討はされたことはあるのでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 公立保育園の新設につきましては、現在検討したことはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 認可保育園つくるっていう方針に転換されたことは、本当に高く評価してるんですが、民間ありきということではなくて、公立についてもいま一度改めて検討していただきたいというふうに思います。

前議会での党市議団の代表質問に対する御答弁では、公立保育園については市の将来的な保育ニーズ、民間保育園の事業継続性、整備資金の確保、公民の役割分担等を総合的に研究する必要があると考えているという御答弁だったと思います。認可保育園をつくるという決断をされた今、今後の市の保育のあり方について、その基本となる方針をどうしていくのかということが今問われているというふうに思います。当市には公立保育園は1園しかありませんし、公民の役割分担という点ではもう少し公立の割合を大きくして、市が直接的に保育実施責任を果たすということが求められると思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 児童福祉法の規定では、保育を必要とする乳幼児への保育の実施義務を定めたものでございます。公立か民間かは問われているところではございません。

市といたしましては、認可保育園のほか認定こども園、小規模保育などさまざまな保育施設の整備や補助等を行い、保育の実施責任を果たしておると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 公立と民間を比べてどっちがよりすぐれているとかっていうそういう話ではなくて、公立と民間ではそれぞれ持ち味、よさもあって、責任や役割ということも少し違ってくるのではないかとこのように思っています。

公立保育園の整備費と運営費が一般財源化されたことによって、公立は全て市の持ち出しになるということでお金がかかるというのが通説となっていると思うんですが、平成27年4月の党国会議員の質問に対して高市早苗総務相が、公立保育園の整備費と運営費は、今まで国庫補助だったものが一般財源化され、全額地方負担となっているけれども、整備費については事業費の半額を地方債で手当てをして、その元利償還を地方交付税措置するという対応を行っていて、市町村に影響を与えないようにしているという答弁もありました。

今回、市が認可保育園をつくるという方針に変えた、この方針を変えたときに市が直接的に保育の実施責任を果たすということについて、その公と民の役割について改めてこの件に十分に検討をしていただきたいと思っております。再度認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育園につきましては、これまでも公立保育園については民営化を実施してきたと、財政的な効果も、やはり民間保育園による特色ある良好な保育サービスの提供を図っているところでございます。将来、人口減少社会における保育ニーズや市の財政状況、公共施設の適正配置などを考慮しながら、公と

民との適切な役割など、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市内の民間の保育園、それぞれの特色を生かした豊かな保育を行っているということは保護者の方からも伺っていますし、先ほども申し上げましたけど、公立と民間どっちがすぐれているとかってということじゃなくて、公と民の役割分担を考えたときにバランスも考える必要があるのではないかということです。当市には公立保育園1園しかありませんので、ぜひ公立保育園の定員拡大、さらなる発展ということについても検討していただきたいというふうに、これは要望いたします。

続きまして、③の今後の課題ということなんですけど、市内の保育園で起こっている保育士不足の解消については、市としても事業者に対して保育士さんの1人当たりの賃金アップにつながるような強力な支援というのが有効ではないかというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育士不足につきましては、都市部の自治体における喫緊の課題となっております。市といたしましては、保育士の確保に向けて、直接の賃金に反映するキャリアアップ補助金、保育士処遇改善加算などのほか、処遇では宿舍借上補助金、駐車場確保支援事業など、保育士の働きやすい環境を整えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市としてもいろいろ支援策はやっていただいているってことは理解したんですけども、やはり処遇改善、保育士不足の一番の原因は処遇を改善していくことが求められているというふうに思います。

前議会でも紹介したんですけど、北区で公立保育園の保育士さんの募集を行ったところ、募集人数80人に対して537人応募があったということをお前回も御紹介しました。やはりこの保育士という専門職ですから、その専門性に見合った十分な賃金や労働環境が保障されていくことが保育士不足解消に重要なことだというふうに思いますので、こういう点からもやはり公立保育園つくるっていう検討をぜひしていただきたいと、再度要望をさせていただきます。

続きまして、学童のほうに移りたいと思います。

待機児童の現状ということで、昨年5月1日の待機児童は241人だったかと思っておりますので、この4月、2クラブ開所しましたので待機児童が104人ということで減ったのかなというふうに思うんですけど、この104人の待機児童のクラブごとの人数についても教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） クラブごとの待機児童数については、第一クラブ、50人、第五クラブ、26人、第十クラブ、28人で合計104人となっております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 依然として100人を超える待機児童いるということですので、こちらも早急な対応が求められているというふうに思います。

当市では、待機児童となった全てのお子さんをランドセル来館事業で預かっているという御答弁もありましたが、ランドセル来館に登録している児童についても、施設ごとの人数を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） ランドセル来館の施設ごとの登録数でありますけど、平成30年5月1日現在、ならは児童館、66人、なんがい児童館、81人、むこうはら児童館、23人、きよはら児童館、1人、かみきただい児童館、27人、さくらがおか児童館、12人となっております。また、そのほかまだ未登録の方が16人となっております。

ります。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 学童保育所で待機児童となったお子さんは全てランドセル来館で預かるというふうになってると思うんですが、学童の待機児童数104人に対してランドセル来館の登録数が合わせて226人となっているんですが、これ数が合わない、ランドセル来館のほうが多くなっている理由について教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 通所可能な学童保育所を御案内してもランドセル来館の利用を選択した場合などは待機児童数に含んでおりません。そのため待機児童数とランドセル来館登録数が異なっております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) あいてる学童を案内したけれども、そこではなくてランドセル来館に登録した方や、また希望の学童に入れなかったために、ランドセル来館も登録しないという方々、そういう方を抜いたということだと思うんですが、その方々についてどのような理由があったのか、市ほうで把握はされているのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 理由につきまして、個々に聞き取り等は行っておりません。

○3番(上林真佐恵君) ほかのあいてる学童は案内したけど、希望しなかったので待機児童としてはカウントしないということだと思うんですが、私は、その方たちも、そもそもは学童に入所したいと思って申し込みをしたわけですから、待機児童としてカウントするべきだということふうに思います。

学童から1人で帰ってくることもあるというふうに想定すれば、あいてればどこでもいいということにはならないと思いますので、やはりこの全ての、226人の方全ての方が希望のところに入れるだけの定員数というものに整備していくことが求められてると思います。

そこで、②の解消の取り組みについてに移りますが、市長答弁の中で、民間学童の利用促進を図るということがあったんですが、これ具体的にはどのようなことなのか教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 現在、民間学童保育所は定員を満たしていない状況でございます。これまでも機会を見て、この新たに開所した民間学童保育所についての周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 新しく開所したばかりということも当然あると思うんですが、この定員を満たしていない理由について、市はどのように分析をしているのか教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 初めての民間学童保育所の開所ということもあり、どのような学童保育所なのかわからないことへの不安というものが30年度の利用募集の段階ではあったのではないかと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) この理由については、ぜひしっかりと調査、分析をしていただきたいというふうに思います。

お子さんが学校から安全に学童にたどり着いて、また学童から、お迎えがない場合は安全に帰宅するというのを考えたときに、学童のある場所っていうのも大変重要になってくるというふうに思います。保護者の多くは、学校と自宅の間に学童がある、もしくは学校の中に学童があるという状態がやっぱり一番安心かなというふうに思いますし、保護者が送り迎えをする保育園と違って、学童の場合は少なくとも行くときはお子さんが自分で行くことになるので、特に1、2年生のお子さんが学校から自力で行ける学童というふうになると、

やっぱり場所っていうのはかなり選ぶ際に重要なことかなというふうに思います。

現状、学童保育所、絶対的に数が足りてないっていうことがあるので、学童保育所、もっとふやしてほしいということ繰り返し要望しますが、こちらについては学童保育所の受け入れ枠の拡充等も検討していくという御答弁あったと思うんですが、これは新しくさらにつくっていくっていう検討なのかなというふうに理解したんですが、その理解で間違いがないかどうか確認をさせてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 新しい学童保育所をつくるというだけでなく、既存の施設で学童保育所として活用できるものがないかという視点も含めて受け入れ枠の拡充等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 学童保育所につきましては、私も何度かこの場でも質問させていただいてますが、現在ある学童の半分を小学校内に設置するという計画もあるかと思います。前議会では、そちらよりもまず待機児童の解消を優先するという御答弁だったんですが、学童保育所を小学校内につくるということも待機児童対策の一つとして同時に進める必要があるのではないかと思います。その点についての認識を伺います。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 限られた財源の中でどちらを優先して進めるかという点から、待機児童対策を優先して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** これ以前からも議会で取り上げてますけれども、小学校の校舎内の空き教室を利用するっていう計画については、市内の小学校の空き教室の状況を聞きましてもなかなか難しいというお話でしたので、私はぜひ小学校敷地内に独立した施設を建てるということで待機児童解消を図ってほしいということをやっと要望してるんですが、その後、今どちらを優先して進めるかっていう話もあったんですが、検討状況についてお尋ねします。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 学童保育所を建築する場合、小学校敷地内から分筆する必要があるため、どの場所でも学校敷地内を分筆できるわけではございません。

また、待機児童対策を優先して取り組むという点で、必ずしも待機児童の多い小学校の敷地に余裕があるとも言えない状況であることから、関係機関との調整等が必要であると考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** もちろん学校によっては面積等の条件もあると思いますし、また待機児童の多い地域、少ない地域っていうのありますので、どの学校でも可能かっていうことにはならないと思いますので、十分に検討する必要というのはあると思うんですが、実際に待機児童が多い、例えば二小とかという学校で、ここが分筆できるとか、学校ごとに具体的に調査とか検討というのはされたのかどうか教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 先ほど申し上げましたとおり、限られた財源の中で何を優先して進めるかという点も踏まえて、学校用地の有効活用につきましては、費用対効果を含め総合的な観点で調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** なかなか条件がいろいろありますので大変な部分あると思うんですが、具体的にできるかどうかっていうことを検討をしていただきたいというふうに思います。

財源については、昨年12月議会でも、国の子ども・子育て支援整備交付金ですとか東京都の学童クラブ整備補助っていうものを活用すれば市の持ち出しは6分の1程度になって、小平市など近隣の事例も御紹介しまし

た。学校敷地内に独立した施設をつくった場合、大体5,500万ぐらい、6,000万ぐらいということですので、内部の施設合わせても市の持ち出しとしては1,000万ぐらいでできるのではないかという提案もしています。

当市の昨年12月に出された実施計画では、これ1校1,200万円ぐらいで計上されてましたので、金額としては実現可能なのではないかなというふうにも思ってます。ぜひ待機児童対策の解消への一つの方策として具体的な検討をお願いしたいと思います。

続きまして、今後の課題ということに移りますが、保護者のニーズを適切に把握することが課題であるという御答弁だったんですが、具体的にはどのようなことを考えてらっしゃるのか教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 通所可能な学童保育所を御案内しても利用に至らないケースが多く見られることから、放課後の子供の過ごし方について真に学童保育所でなければならないという方、ほかの事業の利用でもよいという方など、それぞれ求められてるものについて適切に把握する必要があると考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 最初から学童じゃなくてランドセル来館を希望する方もいるのではないかとことだとと思いますが、保護者の方々が何を要望しているのか、そのニーズっていうのをぜひしっかりと調査していただきたいというふうに思います。

今年度、第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてニーズ調査行っていくということも聞いていますが、その中でも学童についてのニーズについて項目を設けてそこで聞いていくということなのか、確認をさせていただきます。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 5年前の平成25年10月に実施いたしましたニーズ調査におきましても、小学生につきましのニーズ等をお聞きしたところでございます。今回も5年前と同様に、これから国から方針等が発出される予定でありますので、それらを踏まえまして検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** その国からの方針示されるということなんですけど、市で独自の調査項目を加えるってことは可能なんでしょうか。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 5年前の国からの方針等につきましては、必須事項とかですね、それから任意事項とございました。任意事項でございますので、それらにつきましては、今後開催されます子ども・子育て支援会議の中におきまして、当市に見合った項目等を今年度検討、御審議をいただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 当市の特殊というか、当市ならではの事情というものもあると思いますので、ぜひそのニーズ調査やられる、私も前回当たって答えた記憶があるんですけど、かなり細かい項目の質問ありましたので、せっかくのこういうチャンスありますので、ぜひ学童保育のその保護者の方々のニーズについてもしっかりと調査をしていただきまして、本当にスピード感を持って整備していくことを引き続き進めていただきたいというふうに思います。要望いたします。

この項については、以上で終わりにさせていただきます。

続きまして、2番の国・都・市有地の活用について、まず国有地から伺いたいと思うんですが、警視庁の未利用地2.2ヘクタールについて、この土地については、学校なら5割軽減ですとか、ごみ焼却場なら9割軽減

といった軽減措置が適用されないということで国は言っているようなのですが、この点について市の認識を伺います。適用されないのであれば、その理由についても伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの件は、平成30年3月に国に確認をいたしましたところ、当該国有地の処分につきましては、優遇措置は適用されないことの説明を受けております。

その理由であります。平成21年に当該国有地において国家公務員宿舎の建設計画が策定されています。しかし、平成23年、国家公務員宿舎の削減計画に基づきまして同計画は廃止をされました。このことから、未利用国有地等の管理処分方針についての中の第6、優遇措置の是正に、2として具体的取扱い、（1）売払いの場合のこの項目に、削減計画を受けた特定国有財産整備計画の変更により建設を中止した宿舎の建設予定地に該当するため、優遇措置は適用せず時価売り払いとなるとのことであります。現時点ではこのような説明を受けているところであります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 少なくともことし3月時点では、この土地は警視庁が所管していて、財務省の普通財産にさえなっていないというふうに思います。そのような土地について、国家公務員宿舎の建設計画があったからという理由だけで軽減措置を適用しないというのは大変理不尽だというふうに我々としても考えています。

党市議団としましても、軽減措置適用させて、市民にとって有利な条件で活用できるように国に働きかけていきたいと思ってるんですが、市としても一緒に頑張っていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 桜が丘3丁目の国有地であります。市内に所在いたしますまとまった貴重な土地であると認識はしております。これまでも市の事情を伝えておりますけれども、今後も国には市の立場をきちんとお伝えしながら、市民の皆様にとりまして有効な活用ができるように、法令等の規定を踏まえ、国と十分連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、参議院宿舎跡地についてですが、ここに特養ホームを整備すると、50年間で払う総賃料が61%減額されるということになってます。警視庁未利用地についても同様の軽減措置が適用される可能性があると思います。また、東京街道団地か向原団地の創出地活用すれば50%減額もされるということになってます。

これらの土地を活用して特養ホームなど不足してる介護施設や福祉施設の整備に役立てるべきだというふうにこれまでも申し上げてますけれども、まず、特養ホームの整備について現状どのように検討されてるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームの整備に関することですが、第6期の介護保険事業計画の期間中におきましては、54床の特別養護老人ホームと、それから関連して135床の介護老人保健施設、こちらのほうが開所しております。

現在の第7期の介護保険事業計画では、特別養護老人ホームなどの整備というものは計画されておられません。

なお、特別養護老人ホームの施設整備に関しまして、東京都が定める補助金の増額に関する係数ですとか、あるいは市民の状況から判断いたしますと、一定規模の特別養護老人ホームについて整備を検討する必要があるというふうに認識しております。

ただ、東村山市ですとか小平市などのように隣接市において特別養護老人ホームの整備が計画されておま

すことから、市内における施設整備につきましては、次の第8期の介護保険事業計画の策定に向けて、介護保険運営協議会などの御意見を伺いながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○3番（上林真佐恵君） せっかく軽減措置というものもありますので、ぜひ実現していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

また、保育園と学童保育所についても、先ほど行った1の質問の中で、土地の確保という課題があるということが明らかになっています。こちらについても、国有地や都有地、市有地への整備ということもぜひ一緒に検討していただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 保育園、学童保育所に係る土地の確保についてであります。公共施設のマネジメントを進めていく中で、国有地、都有地、市有地の活用につきましても総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 国有地につきましては新たな動きがあるようで、5月10日の都政新報によりますと、東京都も含め9都県市が、国に対して、介護施設整備についての国有地の軽減措置を保育園整備等についても適用するよう要望を行っています。こちらについても、党市議団としましても、国会議員団などとも連携してこの軽減措置が実現するよう働きかけていきたいというふうに思っていますが、こうした動向も視野に入れて、一日も早く新しい認可保育園を開所できるよう、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

次に、東京街道団地の創出地の活用について、まだ動きというものは目に見えてきてないようですけれども、書類上であれ、既に第1期の工事始まっているのかどうかということについて伺います。

また、公園ゾーンや運動広場ゾーン、生活支援ゾーンについて具体的な検討の状況がどうなってるのか、進捗を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都に確認いたしましたところ、団地の建て替えにつきましては、近々に第1期工事を発注いたしまして、その後着工する予定であるというふうに伺っております。

また、公園ゾーンにつきましては、東京都が現在検討しているところであるというふうに伺っております。

また、生活関連施設地区につきましては、現時点で東京都から具体的な案は示されておりません。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 運動広場につきましては、近隣住民等への周辺環境に配慮しました整備内容、それから費用等の問題を解決するため、現在さまざま検討しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） こちらについても前議会で取り上げて要望してはありますが、いずれにしても早く着手して具体化が進展するということを多くの市民の皆さんが期待しているというふうに思いますので、市からも積極的に働きかけていただけるよう求めたいと思います。

次に、向原団地の創出地について、特別支援学校の整備計画もありますし、東大和病院からは建て替え用地としての活用の要望があるということも明らかになってます。きのうも他の議員の質問の中で話題になりましたけれども、市内から羽村の特別支援学校まで1時間以上もかけて通っているというお子さんの保護者からも、一日も早い整備を求める声が上がっています。

きのうの中で、早期にと御答弁ありましたけれども、早期に整備する方向で市としても進展を図る必要があ

ると思いますので、改めて御認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 向原団地の創出用地におけます特別支援学校の整備についてありますが、市におきましては、東大和市を含みます北多摩地区における特別支援学校の設置の必要性は認識しているところであります。

一方で、向原団地地区は、東京都の要請によりまして住宅以外の用途を制限する地区計画を決定した地区であり、今後到来いたします人口減少社会において市の活力を維持するために、住宅の建設を進めることは有効な手段であると考えてるところであります。現在は東京都と主に東京都の負担によります雨水貯留施設を整備することにつきまして協議を行っているところであります。

市としましては、向原団地の創出用地については、南側と北側の用地を一体として利用計画が示されるよう、また市や市民の皆様にとりまして有益となるまちづくりについて検討を行い、東京都と引き続き具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） きのうち他の議員の質問に対して御答弁いただいて、当然きのうの夕方からきょうにかけて認識は変わらないということで、再確認ということで行ったんですけども、市民にとって有益となるまちづくりっていうとても大切な視点だというふうに思いますので、早急にこれも進めていただきたいというふうに思います。

とりわけ雨水貯留施設については、私、昨年の9月議会にて、この特別支援学校の校庭に地下に整備をすれば、南街・向原地域の冠水被害に効果が期待できるのではないかとという提案と要望も行ってますので、とりわけこれはぜひ実現してほしいというふうに強く思っています。

きのうのやりとりの中で、雨水貯留施設は特別支援学校をつくる際の必要条件だというような御答弁もありましたが、4月から2回行ったという東京都との協議内容について、もう少し詳しく内容を教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 協議を行っております具体的な内容としましては、東京都負担によります雨水貯留施設を整備することについてであります。平成30年4月以降、2回の協議を行っておりますが、雨水貯留施設を整備することについて、東京都の中で調整が進められていることではありますが、その了解がされていないことから、現時点での協議は進展していない状況となっております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 進展ないということですけども、この特別支援学校の整備が市民にとってもよいものとなるように、特に冠水被害については本当に毎年御相談も受けますし、市の職員の方々も大雨が降ると待機して現地に向かってというような御苦勞もされてるところだと思いますので、本当にこれが市民にとってよいものになるように、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

この項目については、以上です。

続きまして、3番の都営団地への入居について伺います。

最初の①の都営団地の不足についての認識ですが、不足しているとの認識はないという御答弁だったんですが、実際には市民の皆さんからは、都営団地に入りたいという相談、多く寄せられています。26市中5番目に戸数が多いという御答弁もありましたけれども、御相談聞いてると、最初から入れないというふうに諦めている、住宅相談というのは結構多いんですけども、都営団地はもう無理だからみたいなふうにおっしゃる方も一定数いらっしゃいますし、そういう方も市内にいらっしゃるのかなというふうに思います。

都営住宅の募集拡大については東京都の事業ですけれども、市の窓口にも市民の方からそういった都営住宅に入りたいんだという御相談など届いているんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 市民の皆様からの都営住宅の入居相談につきましては、募集の都度受けているところでございます。内容につきましては、所得制限など入居資格の諸条件の確認や申込書記入の仕方などの相談が主なものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 26市中5番目に多いということで、やはり特に大きい東京街道団地、向原団地、すごく大きいというふうに思いますので、市民の皆さんにとっては東大和市にはこんなにたくさん都営団地があるのだからぜひ入りたいという気持ちが余計高まるっていう、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思っています。

この②の市民がより入居しやすくするための課題というところで、御答弁にもあった地元割り当てというところについて詳細を教えていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 地元割り当て募集につきましては、都営住宅が設置されている区市や町でそれぞれの地元にお住まいの方を対象に行う募集であります。抽せんや入居審査などは全てにわたりまして地元割り当て以外の募集と同様の方法により行われているものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 条件、入居審査などは同じですけれども、地元にお住まいの市民の方が対象ということなので、倍率としてはやはりいいのかなというふうに思うんですが、過去3年間の地元割り当ての実績について、その回数と募集内容、割り当ての戸数と応募数、それぞれ教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 平成27年度は、計3回の募集がありました。内容は、8月募集で東京街道のシルバーピア単身者が1戸の募集に対して応募数が13戸、11月募集で東京街道の2人以上世帯が1戸の募集に対して応募数が9戸、桜が丘3丁目の3人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が5戸でありました。

平成28年度は、計3回の募集がございました。内容は、5月募集で清水2丁目の3人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が3戸、8月募集で東京街道のシルバーピア単身者が2戸の募集に対して応募数が21戸、11月募集で東京街道の2人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が7戸、向原の5人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が2戸でありました。

平成29年度は、計1回の募集がありまして、内容は、11月募集で東京街道の2人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が4戸、向原の2人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が11戸、向原三丁目の3人以上世帯向きが1戸の募集に対して応募数が1戸、清水2丁目の3人以上世帯向けが1戸の募集に対して応募数が1戸でありました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 全体として割り当てに対して応募数多いなというふうに思うんですが、特に単身者向けのシルバーピアに突出して応募が多いというふうに印象を受けました。

この地元割り当ての戸数なんですが、どのようにして決まっているのか教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 地元割り当てに関しましては、年に4回の募集時期の都度、東京都から各自治体に地元割り当て戸数の有無についての連絡がありまして、割り当て戸数があった場合のみ募集を実施しているところでございます。したがって、実施する回数や募集戸数につきましては東京都に委ねられてるという

状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実は都営団地に住んでる市内の方から空き家が目立つってというお話をたびたび伺って
いまして、この5月10日と13日、18日に我が党の党員の皆さんの力をかりまして市内の都営団地全ての空き家
調査というのを行ったんですが、その結果多い棟では30%ほど、平均しても9%ほどの空き家率であるという
ことがわかりました。

この結果をもとに、6月1日に我々党市議団も東京都に尾崎あや子都議とともに申し入れを行いまして、都
営団地そのものの拡大、空き家の適正な把握による募集戸数の拡大、そして地元割り当てふやしてほしいこ
とを要望してきたんですけども、その際東京都によりますと、地元割り当てについては地元自治体からの要
望があればさらにふやすっていうことは可能であるということでした。ぜひ市としてもこの地元割り当てをも
う少しふやしてもらえるように東京都に要望をしていただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 例年、翌年度の地元割り当てにつきまして希望の有無、割り当て希望戸数の意
向調査がございます。市におきましても、1月下旬に割り当て希望戸数として募集の都度、それまでの実績も
踏まえまして割り当て希望戸数の回答をしております。割り当て戸数は、東京都が行う募集の状況等により増
減するとのことでありますが、引き続き一定程度の地元割り当てを確保していただきますよう要望を行って
いきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん空き家になるってということが前提なんですけれども、今ぐらいの程度の空き
家率であれば、東京都としてはもう少し地元自治体の要望があればふやすことは可能だということでしたので、
ぜひこの地元割り当てふやしていただくよう東京都に要望を引き続きしていただきたいというふうに思います。

また、東京都によれば、特に希望の多い単身者のシルバーピアについても、当然空き状況ってことはあるん
ですけども、これも市の要望があれば割り当てふやすことは可能だということだったんですけども、こち
らもぜひ市として割り当てふやす要望を行っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 市の過去の3年間の応募状況を見ましても、シルバーピア、単身者の応募者数
が多かったという状況がございます。こうした現状も踏まえまして、地元割り当ての意向調査におきましては、
個別の要望としてあわせて提示をしてまいりたいと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ市からの要望ということで東京都に要望をしていただきたいというふうに思いま
す。

また、東京街道団地の建て替え計画が進んでますけれども、これも地元割り当てを大幅にふやすチャンスで
はないかというふうに思いますが、その点についての認識を伺います。

また、その中でシルバーピアについても同時にふやしてほしいというふうに思うんですが、これ東京都がシ
ルバーピアについては、シルバーピアの場合、一緒に住み込むことになる介助員、ワーデンさんという介助員
の方を市が雇うということになるので、市との調整が必要だということだったので、シルバーピアについても
ぜひ建て替え計画の中で市から設置の働きかけをしてほしいと思いますが、この点についてはいかがでしょ
うか。

○地域振興課長（大法 努君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、地元割り当てにつきましては、

意向調査の際に引き続き要望を行ってまいります。

しかしながら、現状といたしまして実施される回数、あるいは募集戸数については東京都に委ねられているという状況であります。今後も東京都からの決定通知など、そうした回答に注視してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） シルバーピアのことでございますけれども、市内のシルバーピアにつきましては、現在向原に1棟、それから清原に2棟の都営住宅において設置しております。

シルバーピアの設置につきましては、生活協力員であるワーデンへの家賃保証を含めた委託契約、これが必要でありますので、市が相当の公費負担をするということであります。

一方、市が提供しております高齢者住宅につきましては、年々入居者の倍率というものが減っておりまして、また世帯用の部屋につきましては、既に1年以上空き室になっているという状況でございます。

さらに、シルバーピア以外にも東京都が実施しておりますシニア円滑入居賃貸住宅、あるいは住宅セーフティネット法に基づく登録住宅など、高齢者の入居を拒まない住宅について環境が整ってきております。

さらに、シルバーピアにつきましては、都営住宅であるために、入居要件といたしましては65歳以上であるとともに都に継続して3年以上居住しているという要件でありますことから、入居前の市民であった方、こちらに優先権が保証されるものではありません。

これらのことを勘案いたしますと、シルバーピアの新たな導入のために具体的な手続をとる必要があるとは考えておりません。

以上であります。

○3番（上林真佐恵君） 都営住宅ですので、募集戸数についてはもちろん東京都が決定するわけなんですけれども、繰り返しになりますけれども、この地元割り当ての分については、市の要望あればもう少しふやせるという回答を東京都からもいただいておりますので、シルバーピアに対しても同様の回答ですので、市民の皆さんがずっと東大和市で暮らしていきたいという願いに応えるためにも、ぜひ市としても積極的に東京都に数をふやしてほしいという要望をしていただきたいということで、再度要望をさせていただきます。

この項目については以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） では、引き続き、4番の平和事業について、①の旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和事業、平和学習の現状と課題について伺います。

まずは、この変電所を平和のシンボルとして保存をして後世に残すためにさまざま尽力をされていること、大変意義があることだというふうに高く評価をしています。80年近くが経過して、またたくさんこの銃弾を浴びている戦災建造物、これ保存してくってことは大変困難なことだというふうに思うんですが、本当に見た目には大きなインパクトのある建物だというふうに思いますので、見た目だけで戦争の悲惨さが伝わってくる建物だというふうに思いますので、ぜひ今後とも頑張ってくださいというふうに思います。

また、保存だけでなく活用するという点でも、変電所、今申し上げましたけど、見た目だけでも本当に十分なメッセージ性というのはあると思うんですけども、内部に入るということでさらに当時の生々しい恐ろしさが伝わってくるというふうに私も思いますので、この内部公開の機会を年々ふやしているということも大変意義のあることだというふうに思っています。

現在、内部公開をしてる期間が年間でどのくらいあるのか、また今後公開期間ということをおふやすことを考えているのかどうか、そのあたりについて教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 内部公開についてであります。平成28年度から毎月第2日曜日、午後1時から4時までの定例公開を実施しております。平成29年度の変電所の公開回数は37回ございました。うまかんべえ～祭や平和市民のつどいなどの特別公開や見学を希望される団体から話がありましたら、随時日程調整をし、できる範囲で対応しております。

内部公開につきましては、基本的にはこれまでの対応を続けることを考えておまして、現時点ではおふやすことは考えておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保存と修復も同時に行いながらの公開ということになると思いますので、どんどん公開をおふやすというふうには簡単ではないというのは私も十分に理解しております。

また、うまかんべえ～祭ですとか、その前の防災フェスタでの内部公開は私も行かせていただいたんですが、かなりの方が見学されてるっていうふうにしたんですけども、これ大体何人ぐらいの方が見学されたのか、わかれば教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） ことし4月21日、22日のうまかんべえ～祭の見学者数でございますが、2日間合計で3,430人でありました。

また、3月11日の防災フェスタのときの見学者数につきましては、231人の方にごらんいただきました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） かなりたくさんの方に見えていたというふうには思います。

先ほども御答弁ありましたけれども、見学を希望する団体の方から話があったら随時日程調整をしという御答弁でありまして、私の実は母も、外を見にいくつもりで申し込んだら中も見せてくれたということで、10人ぐらいで行ったそうなんですけれども、大変感激しておまして、そういう随時の見学ですとかそういうこともやってらっしゃるということなんですけれども、これどういう場合ならオーケーとかということですか、あと昨年度どのくらいの申し込みがあったのか、実際にどのくらいの方が見学されたのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市のイベント以外の変電所の公開についてであります。市の内外にかかわらず、学校や自治会、また有志の見学会など、変電所の見学を、説明を受けたいという団体から御連絡がありましたら、可能な限り対応しております。

また、平成29年度の実績であります。学校や戦災建造物の調査をしている団体、平和学習を行っている団体など24団体、延べ941人の方々に見学をしていただきました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 内部見学したいという方は、市内外、この近隣だけでなく本当全国規模で、これを知れば見たいという方いらっしゃると思いますので、ぜひ今後とも公開の機会、なかなかおふやしていくつ

ていうのも難しいと思うんですけども、少しずつでもふやしていただきたいなというふうに思うんですけども、そのための課題としてはどのようなことがあるのか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 今後、公開の機会をふやすための課題についてであります。これまで市が主催するイベントや定例公開のほか、事前の申し込み団体への対応など、年々ふえてきている状況でございます。そういう中で課題といたしましては、郷土博物館の職員の派遣といたしますか、対応するための体制とか、それから受け入れの準備などの調整が課題となっているところでございます。

課長からも話ありましたけれども、そういう要望がありましたらできる限りの対応をしてきているところでございますが、現在は毎月第2日曜日、定例公開をしておりますので、その際見学が可能であるということを紹介し、効率的にその際見ていただけないかと、そういう効率的な対応はしているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

党市議団で1月に沖縄に視察に行きまして、南風原町の陸軍病院跡と糸数アブチラガマの保存と活用についてお話を聞いてきたんですが、やはり保存と修復も行いながら公開を同時進行させていくということが本当に難しいということがよくわかりました。困難な事業だというふうに思うんですが、ぜひ今後とも平和という何にかえがたいものを守るために保存と活用と両立ということで頑張っていたきたいというふうに思っています。

教育長の答弁の中で、平和を愛する人たちと一緒に保存と活用を図っていききたいということもあったんですけども、具体的にはどのような取り組みがなされているのか教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 平和を愛する人たちとの具体的な取り組みにつきましては、ふるさと納税を活用した寄附の受け付けと変電所公開での募金等を通じて保存改修工事のための活動を行っております。

また、毎月公開の際に際しては、市民の皆様による文化財ボランティアに御協力をいただき、建物内の案内するなどの取り組みを行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私も内部公開のときに、ボランティアの方、案内しているのを見かけたんですけども、大変よい取り組みだなというふうに思います。これで知った方が、また自分もボランティアやってみたいなと思う方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますし、ぜひ今後とも、ボランティアさんの意見なども聞いていただきながら連携していただきたいというふうに思います。

続いて、平和学習についてなんですが、こちらも市内外の小中学校等団体での見学、市内でも行っていると思うんですが、昨年度、どの程度あったのか教えていただけますか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 平和学習の実績についてであります。平成29年度は、市内小学校が3校、また市外からは小平市と立川市の先生方への研修のための見学会を行いました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ沖縄でもちょっと伺ったお話なんですが、例えば都内ですとか埼玉県南部ですとか当市の近隣の自治体の教育委員会などにアピールをしてPR活動を行って、団体で見学に、こちらの体制ということもあると思うんですけども、そういう団体で来てもらうってような取り組みも考えられると思うんですが、こういった近郊の学校に対するPR活動などは行っているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 近郊の学校に対する変電所のPR活動についてであります。以前、近隣市の

校長会に対しまして、郷土博物館事業のプラネタリウムのPR活動を行ったことはございますが、変電所のPR活動のことで他市に出向いたことは、今のところございません。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 小学生ぐらいの団体の見学だと、我々も沖縄陸軍病院跡とか壕の中入ってくと、やっぱり小学生なんか団体で入ってくのなかなか難しいとかって話もありましたし、変電所もそういう意味ではなかなか団体でわっと入ってくっていうのは難しいと思いますので、受け入れ体制ということもあるとは思いますが、やはり小中学生、若い学生の方ですね、変電所の爆撃ではそこに動員されていた学生の方も亡くなっています。当時10代の学生までもがこの戦争に動員させられて、戦争に参加させられたっていうわけですが、そのことがどれだけ異常なことだったのか、戦争というものはそういう異常なことが当たり前になってしまうっていうそういう恐ろしさを学んでもらうためにも、多くの児童・生徒に変電所を見てもらいたいというふうに思っています。

広島派遣事業も、対象を5、6年生に広げたっていう話もあって、大変意義のある取り組みだというふうに思っていますが、今後これらのほかに考えている平和学習の取り組みなどがあれば教えていただければと思います。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) 平和学習の取り組みについてであります。平成30年度は、引き続き東村山市と連携して、地域の戦争、平和学習及び広島派遣事業を進めておまして、まずはこの事業を着実に進めて、東大和市の児童・生徒に戦争の悲惨さ、平和のとうとさを学習してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) そうですね、特にやはり当市の小中学生の児童・生徒には、あそこであれば市内、高学年であれば歩いて来れるかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に今後とも進めていきたいというふうに思います。

最後に、現在の日本に存在している平和に対する諸問題、例えば改憲の動きであるとか基地問題であるとか、そういった日本を取り巻く現状に向き合っていくということも平和を維持していくためには大切な姿勢ではないかというふうに思っています。

市長は、第1回定例会における党市議団の代表質問に対する御答弁の中で、いわゆる憲法問題、基地問題とは一線に引きということ述べておりました。変電所の保存と活用という、これ大きな意義のある事業を今後さらに発展させていくためにも、このような現代的課題の中に保存と活用を位置づけるっていう必要があるのではないかと思うんですが、この点について改めて市の認識を伺います。

○市長(尾崎保夫君) 前回、私のほうの答弁ということですね、というのはね、市長になってから戦後70年ということで、この変電所の歴史等を勉強させていただきました。

特に、平成5年、6年、7年、そのころ、市民の皆さん方がこの変電所を保存するということで、本当に東大和のそういう方々が一つになり、行政も市議会も一つになって東京都に対して保存活動をして、それで東京都もそれが一つになって、それではということで保存という形になったというふうに私自身は理解してるわけですが、

東京都自身も、その当時は鈴木都知事だったと思いますけども、東京大空襲記念館建設構想というのがあって、これも都議会の中でも賛同されてオッケーということできたというふうに話を聞いてます。そして、それが今はどうなってるのかっていうと、とりあえず凍結みたいな状態になってるということなんです。

やはり総論は賛成、じゃ何を具体的にやるかってなると、必ずそこでいろんな考え方の違いというか、細かい点出てきて、結局、私は空中分解しちゃってるんじゃないかなって、私自身は勝手に解釈してますけども、そういうふうにしたくないんです、東大和市の平和事業というのは。

大勢の人たちが守って、ああいうふうにも、あれ東京には当然ないですし、全国を見ても、沖縄のほう行ってきたということですけども、あのような形で大きな空襲を受けて、あれだけの傷を残しながら現在も建物で生きているっていうものはないんじゃないかなと思っています。それをしっかり守っていくためには、やはり自分たちの平和都市宣言、私どもはしてますけどもね、平和を愛する世界の人々にとっていうことで。これは私たち東大和市の行政として、自分たちの平和都市宣言を基本にしながらしっかりと事業を進めていくことが必要だというふうに思っています。それをすることが私どもの変電所を守ることを通しての平和のふるさとづくりになるんじゃないかなと思っています。

戦争だとかいろんなことが、いろいろと過去にありましたけどもね、ふるさと納税ということで私どもも願っているわけですけども、ふるさと納税のした意味も、やはり戦争だとかそういうふうなものは物や金という、突き詰めていくとそういうところから起きていることが結構多いというふうに思っています。

そういった意味で、物や金でなくて平和への熱い思い、これが返礼品なんだと。だから、東大和市のふるさと納税は日本一すばらしい返礼品だというふうに私自身は自負してるんですけども、残念ながら世界中に伝わってないということで、ちょっと物に負けてるところがありますけども、ただそういうつもりでやっていますので、一生懸命これからも平和事業についてはやっていきたいと思っていますし、それから建物についての保存につきましても、あの建物をただ見るだけっていう形のものにはしたくないと思っています。

やはりあそこの建物が私ども東大和市の平和事業の場所、平和事業を行う場所としてあの建物を活用すること、そして生かせるような環境をつくっていく、そしてその建物が生かせるように今後もしっかりと保存していくということ。ですから、あの建物の保存というのは東大和市の平和事業をしっかりと進めていく上で最も重要なものだというふうに理解していますし、そのために一生懸命ふるさと納税ということで、あの手この手をお願いをして、少しでもいろんな方に御協力をいただきたい。また、議会の議員の皆様方にもいろんなところで御協力をいただいているということも事実でございます。

これからも東大和市民、そして議会の皆様方、そして私ども行政一緒になりまして東大和の平和事業をしっかりとやっていきたいと、そのように思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。いろんなところで市長がお話しされるときに変電所のことをすごく言ってらっしゃるなというふうに思いますし、保存ということ、そのことが本当に意義があるということとは私も同じように思っています。

我々も沖縄に行ったときに変電所のパンフレットを向こうでも配ってきたりしたんですけども、やはりまずは保存するっていうこと、そのことには本当に大きな意義があるっていうふうに私もここは同じ思いだと思いますので、ぜひ一緒に頑張っていけたらいいなというふうに思ってるんですが、その現代的課題ということについて、いろいろ主張が分かれるということもありますので、そういうことをしなければだめってことではないんですけども、ただやっぱり現実的課題と結んでいくことで、今この日本で平和を守ってくることがより現実的なものとし心に響いてくるっていう部分もあると思いますので、まずは保存ということを大切にすることで、それは本当にそのとおりだと思いますが、ぜひそういうこともちょっと検討をしていただきたいなという

ふうに思います。

①についてはこれで終わりにして、②の平和首長会議のほうに移りたいと思います。

まず、加盟市としての役割に対する認識については、市長の御答弁の中で、核兵器廃絶の意識を喚起する取り組みなど、そういうことを行っていくということが役割であるという御答弁ありまして、これは本当にそのとおりだというふうに思いますので、こちらについては次の項目に移ります。

今の取り組みと現状の課題についてなんですけど、当市では平和首長会議という名前が変わる前の平和市長会議のころから加盟をして取り組みに協力をしてきているということ、大変誇らしいと思ってますし、高く評価をしております。

具体的には、平和首長会議という中でいろんな取り組み進められていると思うんですけども、どのような取り組みが進められているのか、また当市の取り組み状況についてもあわせて教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 平和首長会議での取り組みにつきましては、核兵器廃絶に向けた取り組みと恒久平和実現に向けた取り組みが行われております。

これまで東大和市の取り組みとしましては、平和首長会議での国内加盟都市会議への出席と、その会議での事例発表、また広島平和記念式典への出席並びに署名活動に取り組んでおります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私もこの平和首長会議の公式サイトをちょっと見させてもらったんですが、2020年ビジョンという項目がありまして、そこには平和首長会議では2003年秋に2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針、2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）というものを策定して、世界の都市や市民、NGOなどと連携しながら核兵器廃絶に向けたさまざまな活動を展開していますと書かれているのですが、当市でのこの2020ビジョンに対する取り組みというのはどのようなことを行っているのか教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 当市の2020年ビジョンに対する取り組みについてでありますけど、ビジョンに基づく取り組み項目のうち、当市で具体的に実施しているのは、青少年平和と交流支援事業の募集と核兵器禁止条約に関する署名活動であります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 当市としましては、この2020年ビジョンというんですかね、この読み方がちょっと違ってたんですけど、私は、この取り組みに対して行っているということで、核兵器禁止条約に関する署名活動については私も昨年9月議会でも取り上げまして、唯一の戦争被爆国である日本もこの条約に参加するべきだというふうなことも申し上げたんですけども、今御答弁のあった平和首長会議で取り組んでいる署名活動についても当市での取り組み状況を教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 当市の署名活動についてでありますけど、平成24年度から29年度の平和市民のつどいまでにおきまして、2020年までの核兵器廃絶を目指した核兵器禁止条約の交渉開始等を求める署名を行ってまいりました。その後、署名活動の名称が核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動に変わりましたことから、平成30年度については新しい名称での署名活動を行う予定であります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そちらの署名については、昨年、核兵器禁止条約の動きを受けて名前が変わったということだと思うんですけども、ぜひ引き続き行っていただきたいというふうに思います。

また、同じく国際的な核兵器廃絶のための署名としましては、ヒバクシャ国際署名、正式名称がヒロシマ・

ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名というものがあまして、こちらはもう平均年齢が80歳を超えた被爆者の方たちが始めたというこちらも国際署名というものになってます。

こちらも2020年まで毎年国連総会に届けるというもので、平和首長会議においても平成28年11月に行われた第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会というもので賛同、協力するということが決定された署名だというふうに書いてあったんですけども、こちらについての当市の取り組み状況についても教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 当市におけます被爆者国際署名への取り組みについてでありますけども、現在、市では具体的な取り組みは行っておりません。署名につきましては、引き続きこれまで行ってきました署名を続けてまいりたいと思っております。

別の被爆者国際署名につきましては、引き続き情報収集はしてまいりたいと思っております。

市としましては、平和都市宣言をしました自治体として、これまで続けてまいりました平和事業と変電所の保存に努めまして、市長答弁もございましたとおり、今後もこれまでと同様の取り組みをする中で平和首長会議に協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。これどちらも平和首長会議の中で取り組まれてる署名であり、核兵器廃絶を求める国際的なものであるということもあって、本当に全世界いろんなところで、いろんな市や民間の団体なんかもやってるものですけども、これ本当に平和を守るためのアピールとしてすごく有効ではないかなというふうに思いますので、当市としてもぜひ引き続き積極的に進めていただきたいというふうに思います。

以上で、この項目については終わりにします。

最後、5番の教職員の働き方改革について、①の教職員の過重労働の現状、児童・生徒に与える影響についての認識について伺いますが、こちらも御答弁の中で、教職員の長時間労働が教職員の方の心と体に悪影響があるだけではなくて、児童・生徒に対する教育活動にも影響を与えるという御答弁ありまして、本当にそのとおりだというふうに思います。

お昼休みも満足にとれないというような忙しさの中で、児童・生徒一人一人に向き合いたいんだけど、向き合う時間がとれないっていう、それが悩みだっているようなお話も実際耳にしています。

教職員の方の心と体に対する悪影響だけでなく、その先にある児童・生徒に対する影響についても市がしっかりと認識されているというふうに理解をしました。

よりよい教育活動のためにも、教職員の長時間労働を是正する取り組み、市でも進められていると思いますので、今年度の取り組みについて、②のところに移って質問しますが、まず、党市議団としても以前より要望してまいりましたタイムレコーダー、タイムカード、これ導入をしていただきましてありがとうございます。タイムカードの導入がイコール長時間労働の縮減という単純なものではないということは理解してはいますが、まずは実態を把握することが大切であるという視点からタイムカードによる時間の管理で残業時間を可視化するっていうことが長時間労働を是正する一歩であるということでこれまで繰り返し要望してきたものです。

また、御答弁のあった夏季休業期間中の学校閉庁日の設定のほか、日々の業務についても、夜7時半までとして一斉に帰るというような取り組みもされている学校があると聞いてるんですけども、これは市内全ての小中学校での取り組みなのかどうか確認をさせてください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 学校では、定時退勤日を設定するなど、退勤時刻を管理することで勤務時間

の縮減に取り組んでおります。学校における施設機械警備委託では、機械警備のセット時刻を午後7時半としておりますことから、午後7時半で完全退勤としている学校も見られております。ただ、現時点では市内共通の取り組みとなっているものではございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） やっぱり仕事が残ってるんだけど帰る時間というのは意識して、時間が来たらとにかく帰るということも初めの一歩としては重要ではないかなというふうに思います。

現在は市内共通の取り組みではないということなのですが、小学校と中学校でそれぞれ事情も異なってくると思いますので、なかなか全校で取り組むっていうのも難しいところだと思うんですが、ほかに長時間労働を是正するための取り組みというのはどのようなものがあるのか教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 働き方改革が報道等で大きく取り上げられるようになったことを背景に、昨年11月、本市教育委員会から学校に対して、各校では定時退勤日を設定するなど、引き続き教職員が長時間労働とならないような工夫した取り組みを徹底して実施することといった通知をしたところでございます。

これに対して各学校においては、定時退勤日の設定のほかにも、教員一人一人のスケジュールに合わせて週ごとにマイ定時退勤日を設定したり、また最終退勤時に1人だけにならないよう声を掛け合って複数で退勤をするといった工夫などをしている学校がございます。

教育委員会としても、学校の工夫した取り組みを他の学校に紹介するなどして、勤務時間の縮減に努めているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市としましては通知を出して、それに応じてそれぞれの学校ができることをやってらっしゃるのかなというふうに理解をしました。

まだ始まったばかりの取り組みもあると思いますので、先生方もいろいろな思いがあるのかなというふうに思うんですけども、この4月以降で学校衛生委員会が開かれているのであれば、そこでどのような感想や意見、また要望などがあったのかについて教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 本年5月に学校衛生委員会が開かれました。その際に、今年度導入したタイムカードや学校閉庁日などについての現状等の報告、また協議を行ったところです。

5月から本格稼働したタイムカードについてですが、各学校でおおむね順調に稼働がなされているという報告がありました。また、教員自身の勤務時間への意識が高まっているといった報告も受けております。ただ、タイムカードの打刻忘れがまだなれていないということもあって、勤務実態を把握する上でもこのタイムカード打刻行為の一層の習慣化を図る必要があるといった意見が多くありました。

学校閉庁日についてですが、学校休業日の教員の日直割り当てがなくなって大変ありがたいと、そういった各学校でおおむね肯定的に捉えられているという報告を受けております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。各学校でも肯定的に捉えられているということですので、ぜひ今後も現場の先生方の意見や要望なども丁寧に聞きながら、市としても支援を取り組むよう進めていただきたいというふうに思います。

今後、教職員の働き方改革として教育委員会として実施計画を策定されるということなのですが、これいつまでに策定して、いつからスタートする予定なのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 平成30年2月、東京都教育委員会が定めた学校における働き方推進プランの中で、各区市町村教育委員会において学校における働き方改革に関する実施計画を速やかに策定することが求められています。本市における働き方改革の推進に向けた実施計画の策定についてですが、学校及び関係各課と連携をしながら、本年度内に策定することを目指し、また準備のできた取り組みから順次実施していく予定でおります。

なお、実施計画策定前においても、すぐに始められる取り組みを計画できれば、策定を待たずに実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 策定前であってもできることから実施していくって、本当に大切なことだと思います。市としてもさまざまな取り組み進めているというところだと思いますけれども、やはり教職員の業務が過重になってるということの背景には、教職員の人数がそもそも少ないということが根本的な問題としてあると思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教職員の人数がふえるということは、学校における働き方改革につながるものであると認識しております。東京都における推進プランにおいても、学校を支える人員体制の確保についてが示されております。今後国や東京都の動向を注視しつつ、学習支援員の配置など、市としての人的配置に努めてまいります。

また、少人数学級編制に向けた教職員の配置について、東京都への要望を継続してまいります。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 市でも、この間、学習支援員初めスクールサポートスタッフの配置など、人員体制の強化に努めているということは評価しています。ただやはり今御答弁もありましたけれども、やはり根本的な解決策は教職員の数そのものをふやしていくってということにはかならないというふうに思います。

学級編制についても、当市は子供が少ない地区では学級当たり30人以下、26人、7人ぐらいの学級というところも結構見受けられるんですけども、やっぱりこのぐらいの子供の人数だと先生も目が届きやすいし余裕が持てるのかなというふうに思います。

この学級編制についても、30人以下、少ない人数を基準にしていくってことを我々としても国や東京都に働きかけていきたいと思ってるんですが、市としても引き続き要望をしていただくという、そういう御答弁でしたので、ぜひ一緒に実現に向けて頑張っていけたらなというふうに思っています。

同時に、市独自の取り組みとしましても、教職員の方々が本当に気持ちにも健康にも余裕がある状態で児童・生徒に向き合う時間を確保できるように、また先生自身の生活も楽しみながら長く教員を続けていけるように積極的に労働環境、市としても独自に、これまでの取り組みいろいろ聞かせていただきましたけれども、引き続き頑張っていたいただきたいなというふうに、これは強く要望をいたします。

以上で私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○**議長（押本 修君）** 以上で上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○**議長（押本 修君）** 次に、7番、関田 貢議員を指名いたします。

〔7 番 関 田 貢 君 登壇〕

○7番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、7番、関田貢です。平成30年第2回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、1番、東大和市の人口についてお伺いいたします。

①として、人口減少については、今年度初めに厚生労働省が発表した人口動態統計で、その深刻さが浮き彫りにされました。2012年の合計特殊出生率が1.41になり、出生数は1899年以降で最少の約103万人にとどまったと発表がありました。

東大和市においても、国同様な結果があらわれており、特殊出生率が1.54になり、出生数は765人となり、自然増減で71人増になったが、平成24年度以降についてお伺いいたします。

アとして、平成29年度自然増減数についてお伺いいたします。

aとして平成29年度の出生率について。

bとして平成29年度の死亡数について。

cとして自然増減数について、市の認識をお伺いいたします。

イとして、平成29年度社会増減数についてお伺いします。

aとして平成29年度転入数について。

b、平成29年度の転出数について。

cとして社会増減数について、市の認識をお伺いいたします。

ウとして、平成28年度は約3万8,000世帯のうち、ひとり暮らしの老人は何世帯で何%になるのかお伺いいたします。

②人口対策について、どのような施策を進めていくのかお伺いいたします。

2として、健康都市のまちづくりについてお伺いいたします。

厚生労働省によると、日本人の平均寿命は、戦後間もない1947年で人生50年の時代だった。高度成長期を経て人生80年代に入ったのは、女性が1984年、男性が2013年だ。2016年は男性80.98歳、女性87.14歳となっている。100歳以上の人口も急速にふえていることが発表されております。全国で210余りの市町村が健康都市宣言をしており、また世界基準のWHOで健康都市に加盟されてる市が14市もあります。世界保健機関の精神を基本に世界で進められている健康都市の取り組みを採用し、同じ目的で参加した世界の都市と連携し、市民の健康を高めていくために特徴あるまちづくりを目指すために健康都市についてお伺いいたします。

①WHOの健康都市宣言を目指して、東大和市でその精神を尊重した宣言都市の実現についてお伺いいたします。

アとして、先例市である千葉県市川市の健康都市の取り組みについてお伺いいたします。

イとして、平成21年8月には26市の加盟市の取り組みがあり、現況ではどうなっているのかお伺いいたします。

②衆議院議員鴨下一郎先生は、統合医療の会長として次のように言われております。

日本は、高度経済成長期に従来のコミュニティーのきずなが薄れ、個人を優先するようになりました。現在その弊害がさまざまな形で起きており、もう一度互いに支え合うコミュニティーを構築し、そうしたコミュニティーがこれからの医療とまちづくりを支え、健康長寿社会を実現することが重要だと考えます。その意味で、統合医療は現在厚生労働省が進める地域包括ケアの具体的な手段であり、政府が進める一億総活躍と地方創生にもつながる概念と言われております。

また、同じように統合医療を進めている一般社団法人MOAインターナショナルの団体もあり、現在全国で

11カ所の病院では、全人的な視点での治療方針を提案し、病気の予防や健康促進を支援する医療を実践されている団体です。

東大和市でも、統合医療の推進のため厚生労働省医政局の中に統合医療企画調整室が設置されました。東大和市でも調査研究して促進できないか伺いいたします。

アとして、統合医療は、現在厚生労働省が進める地域包括ケアの具体的な手段であり、政府が進める一億総活躍と地方創生にもつながる概念と言われております。当市ではどのような事業が期待できるのか伺いいたします。

イとして、統合医療の社会モデルの実践のまちとされている鳥取県南部町において、平成28年度に交付金を活用した事業がまちづくりの中核を担う時代になるだろうと言われております。この南部町の特徴について伺いいたします。

ウとして、当市でも具体的な統合医療的な療法について農産業（園芸、花栽培、ハーブ、漢方薬など）、薬膳料理、瞑想（座禅、回想）、ヨガ、音楽治療、エネルギー、指圧、整体、動物飼育、技術を生かす工作、スポーツ、ダンスなどは検討ができるのではないかと思います。伺いをいたします。

3番として、都営団地の創出用地について伺いいたします。

東京都は、1950年代に建設された都営住宅は老朽化し、建て替えにより創出用地が生まれ、跡地を住宅以外の施設を含めた実現性の高い土地利用や土地の売却も視野に入れた事業性などを再検討する向原地区プロジェクトや東京街道団地の事業について伺いいたします。

①として、東大和向原団地の創出用地は、北側は1.8、南側は2.7ヘクタールの合計4.5ヘクタールの見直しについてはどのような計画になっているのか伺いいたします。

②として、東京街道団地の計画として660戸の住宅計画と創出用地の一部公共公益ゾーンの事業化の計画が発表があり、その後の事業化について伺いいたします。

4として、ゲリラ豪雨や台風への対策について伺いいたします。

水害に強いまちづくりについては、市内に集中豪雨時の河川氾濫、道路冠水を解消するために空堀川や奈良橋川の早期整備を東京都に促進をお願いして、都市型災害対策について力を入れていただきたく伺いいたします。

①空堀川の幅員24から33メートル、延長3,900メートルの河川整備の状況について、今後の見通し及び完成時期について伺いいたします。

②当市は、下水道事業で分流方式をとっている道路雨水管だけでなく、都市型災害防止対策として南街、向原地区、新堀地区に大きな地下タンクの雨水貯留槽の設置を検討できないか伺いいたします。

③市内の状況については、どのように分析され、対策を立てられているのか伺いいたします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。よろしく伺いいたします。

済みません。②をもう一度言います。

当市は、下水道事業で分流方式をとっている道路雨水管だけでなく、都市型災害防止対策として南街、向原地区に大きな地下タンクの雨水貯留槽の設置を検討できないか伺いいたします。

以上です。済みません。

〔7 番 関田 貢君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東大和市の人口についてであります。統計東やまとでの毎年1月1日現在の比較による平成29年の自然増減数であります。出生数につきましては719人、死亡数につきましては761人で、42人の減となり、前年に続き減少傾向が続いております。

次に、社会増減数であります。転入数につきましては3,213人、転出数につきましては3,466人で、253人の減となり、こちらも前年に続き減少傾向が続いております。

また、平成28年度末の約3万8,000世帯のうち、ひとり暮らし世帯数は1万3,662世帯で、全体の約36%を占めております。

次に、人口対策についてであります。市では、人口減少の抑制を図るため、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、施策を推進しているところであります。

主な施策としましては、日本一子育てしやすいまちづくりを目指した子ども・子育て支援施策、市の認知度の向上や魅力の共有を図るためのブランド・プロモーション施策、健康寿命の延伸を図るための健康施策を行うなど、人口減少の抑制に努めているところであります。

次に、千葉県市川市の健康都市の取り組みについてであります。市川市が策定した市川市健康都市プログラムによりますと、市川市ではWHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言を平成16年に行い、同じ目的で参加した世界の都市と連携し、市民の健康を高めていくとしております。

また、プログラムでは、保健・医療などの人の健康づくりを中心に置き、同時に社会のインフラ整備や福祉制度の充実、心の豊かさを育む文化など、健康にかかわりのある要因をトータルに向上させていくことを目指し、事業を体系化するなど施策に取り組んでいるとのことであります。

次に、健康都市連合の加盟市の状況についてであります。健康都市連合は、平成15年にWHO西太平洋地域事務局の呼びかけで創設され、その後、平成17年に千葉県市川市など4市が発起人となり、健康都市に関する情報を広く提供するなどの目的で日本支部が発足されたもので、平成29年10月時点では38都市4団体が健康都市連合日本支部に加盟されているとのことであります。

次に、統合医療を活用した事業についてであります。統合医療とは、近代西洋医学を中心とした相補・代替医療や伝統医学を組み合わせる療法であります。これは、医師主導で行うものであって、場合により多職種が連携して行うものとされています。

現在、市では、統合医療に関する事業は実施しておりませんが、今後他の自治体の実施しております先駆的な事例などを調査研究してまいりたいと考えております。

次に、鳥取県南部町の取り組みについてであります。南部町では、国の地方創生先行型交付金等を活用し、生涯活躍のまちの取り組みとして、都市部等からの元気なシニアの方等の移住を促進する事業を展開しております。この事業は、対象となる方の経験や人脈を生かせる活躍の場を提供するなどし、統合医療の実践として必要な代替医療等の担い手など、地域で求めている人材の移住につなげ、統合医療の促進や地域の活性化を図っているとのことであります。

次に、統合医療的な療法の検討についてであります。統合医療において近代西洋医学と組み合わせる療法につきましては、食事療法や音楽療法、アニマルセラピーなどさまざまな種類が挙げられております。しかしながら統合医療として近代西洋医学と組み合わせ効果を得ようとするためには、組み合わせる療法の指導者の専門的な知識や医師等との連携が必要であると認識しております。

このようなことから、統合医療に関する専門的な知識を持つ人材の育成や多職種の連携を図るための環境整備が必要であると考えております。

次に、都営向原団地の創出用地についてであります。東京都から北側の地区に特別支援学校の設置が提案されており、平成29年度に提出した仮要望事項のうち東京都負担による雨水貯留施設を整備することについて協議を行っているところであります。

また、都営向原団地の創出用地の南側の地区につきましては、東京都から具体的な計画は示されておりません。

次に、東京街道団地の創出用地等についてであります。平成29年7月に決定しました地区計画におきましては、東京街道団地の創出用地を活用し、公共公益施設や生活支援機能等を誘導するとしておりますが、現時点におきまして東京都から事業化についての具体的な案は示されておりません。

また、中高層住宅地区におきましては、3期に分けて今後660戸程度の都営住宅を建設することとしておりますが、近々に第1期としまして246戸の建設工事を発注し、その後着工する予定であると聞いております。

次に、空堀川の整備についてであります。東京都によりますと、空堀川の新河川の暫定箇所での整備につきましては、平成29年度末現在で市内全体のおよそ89%が完了しているとのこととあります。今後の整備につきましては、現時点では時期は未定とのこととありますので、完了時期を示すことは困難とのこととあります。

次に、南街、向原地区への雨水貯留施設の設置についてであります。南街、向原の地域につきましては、突発的な豪雨などによります道路冠水が発生しておりますことから抜本的な対策が必要であると認識しております。現在この地域の浸水被害の解消に向けて都営向原団地創出用地への雨水貯留施設の整備について、東京都と協議を行っているところであります。

次に、市内の状況についての分析と対策についてであります。市内の主な浸水箇所は、地形が低く、周辺から雨水が集まりやすいことと、道路排水管の容量不足から浸水が発生しているものと考えております。この道路排水管の排水区域ごとに雨水貯留施設の整備等の解消できるような対策が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○7番(関田 貢君) どうも説明ありがとうございました。

では最初に、私は東大和の人口動態が、私何年か前にもこの質問をさして東大和の実態を見てきました。そして人口減少対策については、どの資料でもですね、これ読ませてもらうと、数字だけで減るということについては書いてあるんですが、ふやすための対策という項目はどこにも出てこない。資料はそれぞれ読ませていただいて、私は東大和の実態ということをつまめると、東大和市は13.42平方キロの面積に対して東大和の可住面積、人口密度から見ても、私は過去に市長さんには何回か質問したときに、東大和市は特殊事情があつて面積的には貯水池が25%とられているということで、居住地の可住面積はできない、書類上での面積では可住面積が6,000人いることになる、密度では6,000人余りになってますけど、私は実態は、東大和市は貯水池を除くと10平方キロで8万6,000人からの人口がいるということで、1キロメッシュにすると8,000人からの人口になると。

こういうメッシュの中で人口が存在しているということを考えますと、東大和市で人口政策に力を入れて、今後今人口政策でふやすべき努力と対策っていうのは、ここに私が質問した出生数は急務な対策ではないのかな。この対策をどうしていくかということ、そしてこれは自然増の対策であります。イとして社会増減で転入転出をどう把握して対策を講じて、そして転入を、せっかく大和へ転入された人が転出されないような方策をど

う考えていくかっていうことが私は人口政策で大事な課題だと思って、この2項目を絞って、出生と転入の問題、社会増減数あるいは自然増減数の数の対策についてどのように考えていか、もう一度お伺いしたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 人口減少対策ということでございます。

東大和市としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを平成27年10月につくらさせていただきました。それは国全体がもう人口減少の社会に向かうということで、喫緊の課題だということ踏まえて、各市町村でもそういう取り組みを進めるということになっております。

その総合戦略の中で、東大和市がそれぞれこれから施策をしていくに当たりました考え方としまして、日本一子育てしやすいまちを目指した形で出生率の向上や出生数の維持を図りたいと考えております。また、市の魅力を高めまして転入を促進したり転出を抑制する。そしてまた健康寿命の延伸を図ることによりまして死亡数を減らしていく、また活躍される高齢者の方々をふやしていくという考え方です。

そして最後に、生涯住み続けられるような魅力あるまちづくりということで、さまざまな施策を総合的に取り組んで魅力あるまちづくりをしていきたいと、こういう大きな方針を持ちましてそれぞれの施策を展開し、人口減少の抑制に努めていきたいという取り組みをしているところではあります。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 今、部長の答弁で、日本一子育てっていう項目ね、キャッチフレーズ、これは私が全国のいろんなところを調べても、そういう日本一のキャッチフレーズはもう慢性化してますよね。ですから、私はそういうキャッチフレーズの中でやっぱり対策を、ここにも日本一子育てしやすいまちとか書いてあります。

先ほど言ったように、出生率の向上及び出生の維持を図ります。その対策はということが私抜けてるんですよ。ですから、私はこの対策、出生率の数で私はあえてこの壇上でも言いましたが、29年度の出生で24年度が出生の数が多かったんですね、765人、そして特殊出生率が1.54。それを境にして25年は691人、26年が692人、27年が778人と、人口はふえたんですが、今度は28年になると720人、そして29年、先ほどの市長答弁でありましたように報告が、719人。

そうしますと、今度私がこの人口ふえるということから見ると、719人が新生児が生まれた。そして今度東大和市の死亡数を見ますと、24年は694、25年も694、そして26年度が667人、そして27年度が780人、そして28年が748人、そして29年度が761人ということで、死亡数が出生数より上回ってる。42人も減ということは、人口がふえるわけないんです。この対策をしっかりとやらないと私はいけないと思うわけです。

そして、29年の社会増減数を見ますと、転入数の24年度からのデータを見ますと、3,733人が24年、25年が3,860人、26年が4,032人、27年が3,231人、28年度が3,307人、そして29年が3,213人が転入してきました。

そして、今度は転出です。転出が24年から見ますと3,412人、25年が3,405人、3,185人、3,331人、28年度が3,418人、そして29年度が先ほどの報告ですと3,466人、この差が転出が253人、転出されてるんですね。

そして、この転出の253人と自然数の42人を差し引いた数字を足しますと、東大和市では255名がマイナス人口、人口減少が進んでるまちということで、この増減対策はどのように考えるかということをお伺いします。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） まず、出生率を上げるための施策としてですが、日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、例えば待機児童対策ですとか、病児・病後児保育のお迎えサービスですとか、放課後子ども教室ですとか、ランドセル来館などが挙げられると思います。

また、社会増のほうなんですけれども、市では定住人口増加を目的としたブランド・プロモーション指針を

平成29年4月に策定しております。指針ではターゲットを設定して転入の促進と転出の抑制を図る定住人口の増加を目指しております。

以上です。

○7番（関田 貢君） 私はこういう自然増減数のふやす対策ということで、ある人は人口減少が進んでるまちで、みずほ総合研究所の岡田豊主任研究員は、出生率を上げるにはまずは20歳代に焦点を当てた対策が必要だと指摘しております。問題意識が違いますよ。人口をふやすんですから、そういう対策で人が来るわけじゃない。人を産む、育てるってことは東大和市で産んでいただくってことです。対策をきちっと目を向けて、このみずほ総合研究所の岡田研究員が言ってるように、僕は出生率を上げるということは、やはり若いお母さんたちが結婚しやすい環境、そして子供を産みやすい環境というふうになってかなければいけないですよ。そこに施策を当てないと、違いますか。

○企画財政部長（田代雄己君） 若いお子さんをお持ちの御家族だったりですね、子育て世帯を呼び込む、市のほうに来ていただく、そしてずっと住んでいただくということが東大和市にとっても重要なことであるというふうに考えております。

そういう意味からも、現在日本一子育てしやすいまちということを目指しまして、例えば保育園の整備だったり、あるいは学童の整備、それを着実にやっていきたいと考えております。

また、学校のほうでも学力の向上などの取り組みをしながら、より魅力ある、子育て世帯に選んでもらえるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ちょっと違うんだよね。皆さんね、環境をつくるってということと一番最初の原点、20歳の人を結婚させる環境が先でしょうと僕は言ってるわけ。環境は後からついて評価ですよ。その意味合いをきちっと捉えないと、このデータの皆さんの文書が何回読んでも対策が出てこないんですよ。これじゃ人はふえませんが。ふえるための話をしてるわけですよ。

ですから、産む人が、このみずほ総合研究所の岡田主任研究員は、出生率を上げるには20代の女性に焦点を当てた対策を立てると。だから、環境を、産み育てるんですから、20代の人に結婚環境とかそういうものをつくってあげなければ子供なんか生まれませんよ。そういうことが大事なんですよ。視点の考え方なんですよ。

それと、今度は社会増の対策についても、こんなに253人から転出が出ちゃって、東大和が欠点だらけみたいに思われちゃいますよ。こういう転入して出てくるときに、僕はこの人たちのマイナス要因の、転出の人たちのアンケートを実施して協力してもらって生かすということをしなければ対策にならないですよ。ただ自然で、ただデータの的にやってるこういう報告書なんか見たって、何の意味ないですよ。対策がないんですもの。対策をしたら実行がついてきたら、この結果に対していいか悪いかという議論がなされない資料じゃしょうがないですよ、こんなの何冊も出してあっても。僕はそれをこういうふうにも問うんですよ。アンケートを実施してるんですか、中身の分析。

○副市長（小島昇公君） 非常に人口が減少しているというのは現実でございます。それで、まち・ひと・しごとの中で、国勢調査の人口をもとに推計をいたしました。そのときには、もう少しピークが遅くて、そこからやっぱり少子高齢化の影響を受けて人口が減っていくという推計をしていたわけですが、実際の住民基本台帳の人口で見ますと、それよりも早く人口が減ってるという現状がございます。

大きな流れと小さな流れとあると思うんですけど、大きな流れでいいますと、やはり今かなり都心回帰とい

うことで、人の住まいもですね、超高層のマンションがかなり建って、そちらに動いている。それから一時ドーナツ現象ということで、人も大学なんかも地方に来たわけですけども、今大学なんかもかなり区部のほうに戻っていると、大きな流れがございます。

そういう大きな流れに対しまして、東大和市でどういう施策をして住民をふやすかということに、対策に苦慮してるわけですが、市長の大きな方針といたしまして、日本一子育てしやすいまちづくりということ掲げておりますのは、今、関田議員おっしゃったように、やはり20代、子供を産んで育てる人たちを何としても大和に来てもらいたいという施策でございます。

具体的な政策だということございましたけども、待機児の関係とか、病気になったときに仕事に出てくお母さんに負担をかけないで安心して預けられるような施策ということで、かなり具体的な私どもの財政規模でいうとなかなかやり切れないところまでかなり一生懸命積極的に施策のほうは進めている成果もあって、日経デュアルの調査によりますと、全国で3位という評価もいただいているんだなと思っております。

そういったことをさらに進めていくための施策としては、効果がすぐに何人ふえたというのはなかなか出づらいですけども、婚活の事業も行ってありますし、やはり住んでいただくこと、それから職住接近ということでお仕事が近くにあるということも大事でございますので、起業の関係なんかもタイアップをする中で進めていると、そういう地道な事業を進めております。

そしてまた、転出をされる方、一度大和に住んだ方が大和がいいなということでずっと住み続けていただきたいということを思っておりますので、転出される方には、アンケートの中で、どういう事情でどういう年齢の方が動いているのかなっていうのも調査をしております、やはり学校に移る時期に動く方が意外と多いということも捕らまえておりますので、待機児の対策だけではなく、教育のところにはやはり力を入れて、非常におくればせでございますけども、トイレの改修とかそういう施設面ですとか、あとはやはり学校は、学童の関係御質問いただきましたけども、安心して預けるといふのと、やっぱり大和の学校に行く人間教育すぐれてると、それからまた成績も大和の学校だったら安心して預けられるといふのを教育長、力を入れて進めておりますので、そういう成果を積み上げることによって、子育てをする人たちに住んでいただいて、お子さんをたくさん大和で産んで育てていただきたいという具体的な施策をしていますので、よろしく願いいたします。

○7番（関田 貢君） ぜひそのように進めていただいて、この人口問題は終わりたいと思います。

そして、平成28年度、約3万8,000世帯のうちのひとり暮らしの何世帯で何%ということをお伺いしましたが、単身世帯と高齢者世帯の内訳を分けていただきたいと思っております。

○市民課長（山田茂人君） 単身世帯と高齢者世帯の内訳でございますが、申しわけございません、今こちらではちょっと把握してないところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） それ、後で単身世帯を、私は22年度の単身世帯は3,123世帯、高齢者世帯が3,914世帯と、この世帯が今年度28年度ではどのような変化してるかと。その当時、トータルでは18.5%。先ほどの市長の話でいくと、ここが36%になってるということですから、この中身をどのように、今単身世帯、すごく私はふえてると思う。その住宅事情で困ってる人が私のところにも寄せられております。ですから、僕は単身世帯の人たちの施設確保を市が働きかけなきゃいけない時代になってきてるんじゃないかなと。私は、まだ高齢者夫婦の場合は夫婦が共にいるから、1人の場合は病気になった、単身で死亡されてもその結果がわからない。そういう人たちを一つにまとめるというか、ピア構想的な管理が主体にならなけりゃいけないのではないのかと私

は心配しています。

そういうことを知るためにも、ひとり暮らしの何世帯ということについて、後で結構ですからデータでいただきたいと思います。

次に、②として、人口対策についてどのような施策を進めていくかということで、再度お伺いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 人口対策ということでございますけれども、東大和市としましては、繰り返しのようになりますけれども、日本一子育てしやすいまちづくりをしました子ども・子育て支援施策などの取り組みだったり、先ほどの結婚支援のこともございましたけれども、結婚支援事業や、あるいは切れ目のない支援ということで保健師の方々に出産から子育てまで相談事業などを行ったり、あるいは教育施策などを行い、また産業や福祉、健康などの取り組みを行って、総合的に魅力あるまちづくりを進めて、人口減少の抑制に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） では、ここの人口対策については努力していただきたいと要望しておきます。

○議長（押本 修君） ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（関田 貢君） では、2番の健康都市まちづくりについてお伺いしたいと思います。

最初に、①でWHOの健康都市を目指してということで、東大和市でもその精神を尊重した宣言都市の実現についてということで市長さんから答弁をいただいたんですが、この答弁の中身で、私はリーダーが健康都市をどう導いていくかということの一つの方法だと私は提案してるんですね。今まで健康都市宣言をしてほしいということで、るるいろんな体育協会や文化協会とか、あるいは福祉の関係でゆうゆう体操の、転ばぬ筋肉トレーニングから発生した介護予防のそういう団体まで生まれてゆうゆう体操ができた、すばらしい環境整備が整ったということで、私は健康づくりにもっともっと縦割りじゃなくて横のつながりも大事にして、地域と密着したゆうゆう体操の広がりをもっともっと広げてく必要があると、私はそう思いました。

ですから、そういう宣言都市をするときにリーダーシップがどうとるか、僕はワンランク上げてほしいという意味で、WHOの提唱の精神をということで、日本の国内では市町村を集めると220からの健康都市を目指して頑張ってる、国内では。ですから、そういうことを通してランクを上げて、私はそういうWHOが目指してる健康都市の方針を、これから日本人は国際化に向かっていくということで、世界に向かって国際化の中で健康都市ということでグローバルな世界に向かって、国と国とがぶつかり合っていくこれからの世の中で、健康都市ということでWHO精神の勉強をしていくことによって、僕は世界につながってくと、そういう健康都市であってほしい。

そういうまちづくりが、やはり同じようなレベルで同じようなことを考えるより、違った感覚の導入が私は必要ではないのかということで、市長さんにこの考え方をね、健康都市宣言を優先していくのかということで、私たちも研修で行政視察行ったときでも、健康予防都市、健康都市とか、もういろんなタイトルで日本一を目指すということを言われてます。

よくよく考えれば、国の厚生労働省が、今医療費の問題で、高騰してる医療費を何とか改善をしていくとい

うことで、こういう健康都市宣言を中心としたまちづくりも一つのステップになるんだ、医療費を抑制するための施策の一つになり得るんじゃないかと私は考えて、今までの健康都市、220の市も市町村であるから、その中でこういう健康都市、16年に市川市が健康都市を提案したように、やはりリーダーが強い意思で、子供の環境を日本一にするんだという哲学と私は同じだと思うんですよ。日本一にするんだっつらば、子供も健康に育ててほしいという、今度は大きくまちづくりで日本と国際環境の中で日本一を育てる環境づくりと世界に共通する環境整備をしていくということは両立すると思うんですが、この辺の考え方をお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 今、議員からお話がありました、健康都市としてのWHO憲章に基づく対応をしていくべきではないかということでございますけども、既に市といたしましては、健康ウォーキングマップを初め、高齢者の対策としましては介護予防、介護予防リーダーの育成などなどを実施してございます。

市全体としましては、それぞれ単体での稼働、実働的な施策になってございます。これをどう横串を刺していくかということが大変重要であるというふうに私どもも認識はしてございます。今年度から市民体育館ですとかそういったところの、横串を刺すという意味ではありますけども、そういったところと連携を深めていくというふうなところも少し模索をしていきたいなというふうに考えてございます。

そういったところから市全体が健康で住みなれた地域で、また高齢者にとっては健康寿命の延伸というところも含めまして、結果といたしましては医療費の削減につながればというふうなところにはございますけども、そういったものを考えていきたいと、このように考えてるところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひこれ国も医療費の問題が大きく取り上げられている時代です。ですから、私たち地方議会としても、健康ということはどこも健康になると、そして寝たきりにならないということで、WHOの健康都市になるためには、寝たきりにさせないまちとか、外へ出かけなくなるまち、住み続けたいなるまちということで、この3つの提唱なんていうのはね、私たちが日ごろやってることと何ら変わらないですよ。しかし、そこをリーダーシップをとる市長がそういう方策で、どの課も縦割りじゃなくて、全部の課ができるように、僕はもっと柔軟な姿勢になるために、今の組織で1つの課にお任せすると、やっぱりどこの課でも手いっぱい、現状の事務を執行するだけで。

ですから、こういう縦割りのところに、僕は企画部っていうのが、各市で、ある市の中でも企画部をみんな課によって全部設けてます。そういう企画部があって初めていろんな多様なニーズに、その部で新しいものを取り寄せていろんな横の連携を図れる人がいないと、縦割りだっていうだけで、こういう議会でしゃべって横のつながりはどう図っていくかっていうことは、やっぱりこれは企画の仕事だと思うんですね、各部の。

ですから、そういう新しい事業を検討したときに企画するというときは、やはり部の中でもそれぞれ執行しなきゃいけない事業が山積してるわけですから、そこに違った福祉部なら福祉部の中の企画担当がいれば、新しい仕事と現状の比較ができて、こういう比較を他市の部と連携ができるということも僕は大事だと。

ですから、こういういろんな健康都市を目指すというときに、提案された事業を実施するじゃなくて、今までやってる仕事っていうのはあるわけですよ。それを自信持って、包括してね、包括事業なんていうのはケアセンターというのは、東大和で3カ所中心になって展開されてるわけですよ。ですから、その包括事業をどう取り組んでくかということで、これからも次の統合医療の中でその部分に触れますけれど、やっぱりそういう医療の包括していくときに、縦割りではうまくいかない、というふうに言ってるんですよ。

ですから、縦割りから横のつながりを大事にする。ですから、特色のある事業を展開するためには220もあ

る健康都市よりは、WHOの目指す健康都市のほうへ切りかえて、広く発表の場を私は求められる場所づくりをしとく必要があると私は思うんですね。

それはなぜかという、うちの場合は、私は非常に残念に思うのは、要するにゆうゆう体操でポイントが社協に任せちゃった。僕はまだまだ検討が足りないと思っているんですよ。僕はああいうね、高齢化社会に向かってどう皆さんに平等に、均等にというものを、高齢化になって80歳を超える人があすあす亡くなっちゃうかもしれない。そういう人に回数、ポイントを1から10回出たら交換だとか、20回出たら交換だとか、そういうことではないだろうと、私は日ごろ思っています。

ですから、こういう機会に僕は健康都市ということは一つの結晶するイベントを1年1遍発表するわけですから、市長さんがそこへ来て、僕は健康都市宣言に自発的に参加したよとしたときに、僕は藤沢だかな、どこだかの市はポイント制度が実によく回ってきてます。各セッションの課に全部ポイントが付与されてるんです。そのポイントを集約して、点数が高いからじゃない。それを市長さんが抽せんで発表して、市長さんが褒賞を与えてるということが最近見受けられていますよ。

やはりそういうふうにやりっ放しじゃだめなんですよ。そこへ、褒賞ですから評価して、誰が上げるのが喜ばしいのかといったときに、やはり行政体の長は市長ですから、市長がそういう企画イベントのときに抽せん会で立ち会って、よく頑張ったねということで、回数じゃなくて抽せんに参加する資格が与えられて、抽せんで引いて市長さんがいろんなことでイベントの中で発表すればいいんですよ。そういう発表する場が、僕はこういう健康都市宣言の場であったり、どうしてもこの場が設けられなかったら、産業祭や福祉祭やそういう場のところ、あるいはうまかんべえ〜祭、そういう場所を利用してそういう発表の場を設ければもっと有効的になるのではないかな。やはり表彰制度というのを僕は導入すべきというふうに思ってますけど、その辺どうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 昨日の他の議員の御質問にもお答えをさせていただいてるかと思えますけども、当然高齢者に関しましてということだけではなくて、やはり健康寿命の延伸というか、健康を維持するということに関しましては、食事をすること、この食事には栄養の問題もありますし、口腔ケアの問題もごございます。また適度な運動をすること、また社会とのつながりをどう持っていくかと、この大きな3点が大変重要であるというふうに思っております。

こういった意味で、今お話のございました表彰制度ですとか、そういったところも社会のつながりを持つ、皆様から認知をしていただくというふうな形の一つのあらわれであるのかなというふうに考えております。

先ほども御答弁申し上げましたけども、今年度から横串にということも含めまして、検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、その辺を含めて、今御提案のあった内容も含めて検討をさらに加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） ですから、私はね、このWHOの健康都市ということで、市川市の健康都市っていうのはまさに市長が提案し、この企画をつくって、健康が前面に出て、健康から見たまちづくりをやっているんですよ。健康が柱なんですよ。そういうふう施策を変えるっていうのは、今うちは基本計画でいろんなことを皆さん発表しています。それを統一できるのは市長さんなんですよ。ですから、その頭を出す出さないは施策なんですよ。基本構想から始まり基本計画、実施計画という縛りがあるから、その縛りを取っ払うのはやはり政治で、選択される市長さんがその健康のまちづくりするには、本当に健康っていうのを中心にして、そして健康

の次には教育が大事だとか、あるいはその次に環境整備をするのが大事だとか、その柱の立て方は市長さんしかできないんですよ。

そういう柱を、この先例市である千葉県市川市の健康都市っていうのは、施策が中心と、人の健康づくりには一番だと、そして人を取り巻く環境づくり、そして健康都市市川は10の目標、推進プランを立てて実行するというのが、まさに市長提案じゃなきゃできないですよ。皆さんが、私たちもお願いしてこういうふうな議会でしゃべらせていただいて、市長さんがどう感じるかですよ。市長さん、お願いします。

○副市長（小島昇公君） 健康都市宣言につきましては、過去から提案をいただいております。また今回は1ランク上の提案ということで、WHOのということで御提案をいただきました。先進市の市川市の状況等も、私どもよく勉強させていただきたいと思っております。

市長は常々、庁議の中でも組織は大事にしなさいと、しかし、縦割りの弊害というものもあるので、市でやる施策についてはみんなが共通の認識で市民のために事業を進めるようにという指示をいただいております。そういう今のお話の中というのは、まさしくそのお話だったというふうな受けとめることができますので、日本一子育てしやすいまちというのを一番大きな施策に掲げてございますが、同時に健康寿命の延伸ということを市は掲げてございますので、それを実現するための大きな柱として引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ実現するように要望します。

次に入ります。次は、統合医療のことについて。

まさにこの統合医療がこういうふうな問題になったのは、国の財政、医療費の増加等の対策として予防医療が取り上げられる時代になりました。この統合医療という言葉の中に、既に国がこういう高度経済成長期にコミュニティのきずなが薄れ、個人を優先するような社会だったと、こういうことを国会の先生が言われ、それでもう一度互いに支えるコミュニティを構築し直そうと、それでコミュニティから生まれる医療とまちづくり、それが健康長寿社会の実現することが重要だという認識が広まりつつあるんです。

ですから、この病気の予防について、先ほど市長答弁の中で言われました、医療っていうことは、専門職から見た医療じゃないですよ。これはあくまでまちが、鳥取県の南部町の住民がやってることなんですよ。ですから、時にはそういう医療の専門家を呼んで指導を受けながら、ボランティアでできる守備範囲をこういうふうに取り上げてるんですよ。

ですから、これも統合医療が厚生労働省が中心になって縦割り弊害をなくして各省庁がつながって、皆さんで手を取り合ってやりましょうって、この病気予防や健康促進を支援する医療を実践されてるということが統合医療の会長として鴨下さんなんかが一生涯懸命努力をしてるというお話を聞きました。

ですから、国がそういうことを言っていて、地方ではじゃどうなってるか。それを早く手がけた一般社団法人MOAインターナショナルの団体が、この手法を取り入れて実践してるんですよ。ですから、この実践してる団体がですね、全国で11カ所の病院ですよ、そして全人的な視点で治療方針を提案し、病気の予防や健康促進を11カ所の病院で健康促進を図っていると、こういう団体もあるわけですよ。

ですから、東大和市も統合医療の推進のために、厚生労働省の医政局の中で統合医療企画調整室が設置されたということですから、そこへ行って、東大和でやってる今の包括ケアの問題をどう取り扱ってか。現在今やってるわけですよ、公助だの共助だの自助。そして新しくそこに入ったのが互助精神ですよ。ですから、

そういう互助精神をこれから行ってくためには、コミュニティーのきずなが薄れて縦割りから横割りのコミュニティーがないから、このコミュニティーを修復するために統合医療で何とか皆さんの力をかりてでも団結しろということなんです。自助ってということと互助ということをつなげたらば団結でしょ、私はそういう理解するんですけど、どうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） この統合医療というものにつきましては、国のほうでも少し研究が始まっているところでございます。また、医療のほうの関係機関といたしましても、日本統合医療学会というものもできているようでございます。

今、議員がお話しになりましたとおり、医療というふうな表現にはなっておりますけども、冒頭の御質問の中にもありましたように、サプリメントですとかハーブ、アロマ、運動ですとか食事、さまざまな要因を取り入れて予防という位置づけの中の健康増進を図るということを目指しているというふうには認識してございます。

しかしながら、やはり医療という分野だけで特化をいたしますと、やはりその専門の方々の効果効能という評価も必要なかなというふうには思っております。

そういった意味で、当市で行っております元気ゆうゆう体操につきましては、専門家の方々の御意見を賜りながら、それぞれの効果もあるというふうには承っております。

他の分野におきましても、そういった意味で医師の先生方の評価等も一部必要になってくるかと思えます。そういった意味で、当市におきましても、介護、医療の連携ということでさまざまな取り組みをさせていただいておりますので、国の動向等を見ながら、また他の自治体の状況等も研究を進めていながら、当市でどういったことができるかと、また現在行っているものにどう加えたり引いたりですね、そういったところを検討を加えながら、当市に合った内容を研究していながら、当市の地域包括ケアを組み立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 当市の地域包括ケアのあり方は、そういう医療が中心で、医療から包括支援センターが当市は3カ所あるわけですね。そしてその地域地域に、そっから広がって、そこに相談で行くというシステムですね。そこに今度は地域の包括ケアのまちづくりで先例市がね、じゃ僕は地域包括ケアの具体的な例ということで、今までやったケアセンターのあり方から地域密着型ということで、このイに僕が示してるとおり、統合医療の社会モデルの実践されてるまち、鳥取県の南部町において交付金を活用したまちづくりっていう、中核を担う時代になるだろうと言われてる、この南部地域の特徴について再度お伺いします。

○福祉部副参事（原 里美君） 南部町での統合医療に関する取り組みでございますが、鳥取県は医療発祥の地とされていることから、町の総合医療センターである公立西伯病院と連携し、統合医療の里山をPRする取り組み、また統合医療を推進していくために公立西伯病院と連携し、南部町が実施している移住を促進する事業と組み合わせる取り組みを実施しているとのことなんです。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） それは医療を中心としたお話ですね。じゃ市民、町ですから町の町民の皆さんがそういうことを縦割り、横割りということで、ここでもっと小さく取り上げていただきたいのは、町独自でヘルパー制度をつくってるという御存じですか。御存じじゃなかったらいいですよ。

町独自のヘルパー制度っていうのはどういうことかっていうと、これは町長さんがね、一定の勉強をさせて、

それで資格を与えるという制度なんです。専門的に、具体的に言いますとね、町独自のヘルパー制度が大人で認定しますと、4級を受けるために7教科、21時間の履修を行った人が4級なんです。そして、中学生、高校生は5級なんです、対象が。5級で3教科を勉強して8時間の履修をして初めて大人と高校生が町長から認定書をいただける。町が認定書を出すケアセンター、包括ケアということで、地域の声をまとめたり、地域でできる仕事をやはりリーダーが認めるんですよ。そして、この仕事やっってくださいってということなんです。

そして、今度小学生はどういうことかっていうと、小学生は6級をもらうために、夏休みに2日間ボランティアで働いて、ボランティアでどういうことをやるか、そのまちまちで違うでしょうけど、夏休み2日間ボランティアやることによって、修了すると社協の会長から認定を受けるということなんです。

こういう資格を取るということは、縦割りじゃなくて医療の専門家じゃなく、大学出てるわけじゃないんですよ。そういう専門知識を持ってるんじゃないで、うちが進めてる介護予防リーダーのリーダーが1人で偉い人が、指導者がいて、そこを受けた人が地域で点在してくんです、広がっていくんですよ。

ですから、そういうコミュニティをつくりたいということなんです。コミュニティが欠けてるっていうんですよ、今の世の中で。そういうコミュニティを回復するためには、やはり町長さんがみずから先頭立って、町の行政のトップですから、大人の7時間の教科を受け、そして8時間の履修を終わった人、そしてあるいは中学生、高校生は5級ですから、3教科をして8時間の履修が終わると、町長さんから認定書がいただくと。こういう制度がやっぱり町の独自ヘルパー制度であるんですよ。

それともう一つは、インセンティブ事業も取り入れられているんですよ。インセンティブっていうのは頑張った人、その頑張った人っていうのは、健康をキープしてる人と、頑張った人と健康を維持してる人が表彰を受けて、受けてる人を表彰するという、町長さんがね、これもこの社会モデルの一つの要因になってるんですよ。

ですから、もう一つ言わせていただきますと、地域でいろいろな特性を生かした食生活の改善、これはこの町では、薬膳料理を教室に取り入れてるんですよ。ですから、薬膳料理ができる講師がいたら講師を呼んで、そういう食を皆さんが町民が食べてるということなんです、教室を受けた人がどんどん。そういう人をたくさんつくってるわけですよ。

こういうことが、ここの鳥取県南部町で行われてる、今数いっぱいあるけれど、その3点が大きく私は気に入った項目で、勉強した中で、これを取り上げて言ってみました。皆さんどうですか、この感想。

○福祉部長（田口茂夫君） この鳥取県の南部町に関しましては、厚生労働省でもパワーポイントで紹介をするような形でホームページのほうでも私のほうでも確認はさせていただいております。

当市におきましては、介護予防リーダーの方々に関しましては、一定の講師を招いて、また講習を受けていただいて、市長から御認定をいただいているというふうな、一部同様な制度も設けてはおります。それ以外にも、やはり食の関係ですとか、まちづくりという意味、これ特に南部町が行ってるのはまちづくり全体というふうなところで、特に地域人口が1万人強の人口でございますし、また山間部というところでもございます。特に高齢化率も高くなっているというところの中で、一つの提案としてこれを実施してるというふうに思っております。

また、町が持っている公立の病院、これを巻き込んだ形での運営をしてみると、ちょっと私どもからすると、大変うらやましいところがございますけども、なかなかそういったところで医療の機関との連携というのも、当市におきましては少しずつ進めてはきておりますけども、なかなかそこら辺も難しいところではございます。

そういったところで、私どもといたしましても、地域コミュニティの形成ということも含めまして、介護予防、地域での健康維持ということも課題としては認識してございますけども、そこら辺を少しずつ前に進めていきたいというふうなことで、今年度から少し検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、こういったところの取り組みを参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） ですから、この南部町でのいろんな特徴っていうのは、ボランティア活動の支援体制などはその代表的な政策だと言われてるんですよ。ですから、包括ケアの中でそのボランティアっていう活動をどう位置づけるかということは、やはりこれトップの政策なんですよ。ですから、そのトップの政策がこれをどう位置づけるかということによって、食べる、食生活の問題から始まって、それで個人の。

私が食生活で湯治療療法的な療法についての作業というの、これ当市の中でも農作業だけで言えばできるんじゃないかという。あるいは園芸、花栽培、ハーブ、漢方薬、薬膳料理とか瞑想、座禅、回想、ヨガ、音楽療法、エネルギー、指圧、整体、動物飼育と、こういうものが専門家でなくてもできるんです、今。それは最初は指導者をお願いしなくちゃいけないと。しかし、指導者から離れて地域ボランティアができる知識はその指導者に身につける。ですから、医療で専門家の学校を卒業しなきゃできないんじゃないんですよ。そこを言うてらんですよ、鴨下さんは。コミュニティを縦割りじゃなくて横に広げる、コミュニティの自己中心をもう少し互助精神を生かして、互いに手を取り合ってって言うてらんですよ。これが互助精神なんですよ。それが今までの公助精神の中に欠けてて、3つが4つになった1つの大きな柱なんですよ。

そういう互助精神を取り入れたこれからは、セルフケア教室なんて、ヨガと整体のみの教室を開催してるなんていう、こういうことにもまちはいろんなことで、いろんな市民が、みんな多才ですから、市民に合った事業をどんどん展開してるんですよ。これも縦割りだけでは行き届かないと私は思いますよ。

やはりこういう南部地域の町長さんが心を砕いて何十年前からやってた。それが28年度、政府の国の予算に合致して交付金を受ける対象になったということなんですよ。ですから、自分たちのまちでも、私たちのまちでもケアセンターを中心としたいい施策があるんじゃないですか。ですから、ゆうゆう体操なんか僕は特許的なものだと、あれを商品化しなさいとか、僕は過去に言ってきましたよ。そういう自分たちのやってるいいものをもっともっとPRしなきゃいけないんじゃないかと私は思うんですが、どうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 元気ゆうゆう体操などにつきましては、市内でも多くのところで実施をされております。また、多くの方にも御参加をいただいているというふうなところで、認知度も上がっているというふうには思っております。また、ヨガですとか、そういったものにつきましても、市民体育館でも実際実施をされたり、公民館活動で実際にされてるような市民の方々も多くおられるというふうにも伺っております。そういった方々、介護予防だけにとらわれずに、それぞれ市民の分野でもあるかとは思いますが、それぞれ自分の合った生活の中での実施というものが大変重要なのかなというふうに思っております。

市といたしましては、基本的に外とのかかわりが薄い方、またそういった意味で、健康に多少不安のあるような方々に対しまして、この体操等を作成いたしまして、見守りも含めて実施をさせていただいているというふうなところでございます。

そういったところも含めまして、今後どういったことができるかということも検討させていただきながら前に進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひそういう努力をしていただきたいと要望しておきます。

次に、都営団地の創出用地について、これ何人かの議員さんが質問をされておりました。その中で、北が1.8、南が2.7の合計4.5の見直しはどのような計画になるのかと私も質問しておりますが、ぜひ東京都に対しては、先ほど直井部長からの明快な地区計画を変更しなげりやならないような大きな内容だということを聞きました。そういうことで、その中で課長からは周辺の、次の問題にも入りますけれど、都市型災害で貯留槽の問題を何とかそこに盛り込むというお話が出ました。ぜひその話は、貯留槽は促進をしていただきたいと要望して、次の問題に入らせていただきます。

4番目として、ゲリラ豪雨や台風への対策について、空堀川の件で私が質問したとき、28年9月に一般質問をしたときと9%進んでるということで、この当時は80%完了して3,120メートル、残りが780メートルということで、今回答弁では29年度では89%、ということはあと残り11%と、パーセント自体は簡単な数字を言いますが、残った区間については難所の問題がたくさんあるかと思えます。

こういう河川の促進について、先ほど完了の予定が発表できないということを言っていましたけれど、今、東大和市で河川の拡幅は重要課題だと私は思っていますけれど、その重要課題を促進していただく決意をお願いしたいと思います。再度お願いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川の整備の促進の決意ということでございますが、市におきましても、東京都に対しまして空堀川の整備に対しましては早く整備を行っていただきたいということで、毎年のように、また東京都北多摩北部建設事務所に行くたびにそういう御要望はさせていただいていますので、なるべく早く整備をしていただきたいということは要望させていただいております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひそのように努力をしていただきたいと要望しておきます。

2番として、当市の下水道事業で分流方式をとってるということで、道路雨水管だけでは都市型災害防止対策として南街地区や向原地区、先ほど壇上では新堀というふうに僕はここ書かなかったんでいけなかったんですが、新堀地区の周辺はそういう問題が起きてます。

ですから、こういう地下タンクの雨水貯留槽の設置については、もっともっと自発的にね、先ほど都有地の一部と言っていました。都有地にかわる場所、あるいは新堀なら新堀、あるいはあと僕が心配してるみのり福祉園の周辺のところもくぼ地で、大雨が降るたびに浸水だということで困っております。

そういう対策を実施するために、まず一遍に実施はできないでしょうから、計画的にこれはやる必要があるんじゃないのかと、貯留槽はどこに1カ所つくりたいと、そういう計画は発表してもいいんじゃないのかなと私は思いますがどうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在ですね、都市建設部内におきまして、土木技師を中心としました部会を立ち上げてございます。その中で市内の各浸水地域の対策について検討を行ってございます。浸水が解消できるような対策を目指し、現在排水区域別に現状の把握、またどのような方法があるかなどの調査を行っているところでございますので、今後も引き続き検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 貯留槽の計画は、私も前も言いましたけれど、この東大和市での貯留槽あるのはね、第四中学校校庭5,200、そして立野東公園の3,245、これ西側なんですよ。西側で、議会でこういう浸水区域で水が噴いてたまって困ってるという、あちらさんからの報告は議会では一度も聞いたことがないのに、これだ

け大型投資をされて、そして日夜、南街通りから東側はこれだけ誰となく、大雨降るたびに議会で問題になる。これが計画に乗らないっていうのは私はおかしいと思うんですよ。これだけ大きな災害ですよ。南街、大和通りの道路、そして第三小学校のところ、そして新堀の野火止用水付近、これは代名詞なんです、こっちの都市型災害の。これが計画ができない。浸透ますで対応しますって、答弁でみんな流れちゃうんですよ。

僕は、これはきちっと、例えば先ほどの都有地の中に、12月の予算の答弁だったと思うんですが、1,700立米のタンクでは小さいと課長が言われて、頑張っって、多分都有地はそれより大きいものを期待してると私は思ってるんですが、こういうふうに計画をやはり立てないでですね、突然にこういうものをつくると思ったら、やはり無理がいくと思うんですよ。ですから、たまたま都有地と、今そこに並行したから都有地に何かつくるというときに地元で困ってるからそこに貯留槽を何とか一緒に考えてくれないかとお願ひしてるわけですね。

だから、そういうふうにお願ひした今年度から。それで今度は次に新堀地区のそういうところをどうするか、第三小学校周辺のあれはどうするか、そうしたときに第三小学校の校庭を使った貯留槽だって考えられるわけですよ。第四中学校、東立野の貯留槽なんて一度も議会では問題にならない貯留槽ができ上がってくるんですよ。僕はこれについては計画性のないことで、予算がつけばいいってことじゃないと思うんですよ。やはり市民が本当に困ってる事業を率先してやる、あるいはそれがお金がなければ計画して立てて実現できるような計画を持つべきだと思うんですが、市長さん、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 雨水の対策につきましては、非常に時間がかかっているということで、被害をこうむっている市民の皆さんには大変申しわけないという気持ちを強く持っております。その中で、現在先ほど御要望いただきました向原等への跡地につきましては、一定の周辺エリア、もし学校ができた場合にはそこが通学の区域にもなるわけですから、通学に支障を来すという意味も含めて、一体の解消ができるということも含めて、東京都さんはなかなかそうですかというふうにはいかないわけですが、議会でも強く御指摘いただいておりますし、周囲の皆さんからも御要望いただいている非常に大切な大きな課題だと捉えてございます。

ですから、正直言って相当お金のかかる話になりますので、こことこことすぐ決めてできるということではございませんが、今一番喫緊で何とかしたいというのはそこで考えておりますし、流域下水道の関係で先ほど河川の話もございましたが、下流のほうから整備が進んでくれば、流域下水道の施工の中で今御指摘のありましたエリアの雨水の対策についても計画をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ今市長の答弁で前向きに検討していただいて、東大和の市民の雨水対策は万全であるというような実現に向けて努力していただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で関田貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和地仁美君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

〔9番 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目として、防災について取り上げさせていただきましたが、市が取り組む防災対策は広範囲に及ぶもの

ですので、今回は外部組織との連携という点に絞って確認させていただきたいと思います。

ここで改めて言うまでもなく、決して財政的にゆとりがあるとは言えない自治体においては、防災に限らず公共にかかわるさまざまな問題や課題について、行政が直接的、網羅的に対応することが困難となっています。このような状況の中、行政の防災の分野においては、公助限界を補う取り組みとして、昨今は多くの自治体が民間企業などと防災協定を締結する動きを進めています。

東大和市においては、既に他市との相互協力協定6件、東京都などとの協力協定7件のほか、民間団体などとの協力協定48件の防災協定を締結しており、先日4月25日には多摩地区14市と合同で新たにクライシスマップーズ・ジャパンというNPO法人と防災協定の締結が加わりました。

発災時のさまざまな状況を想定し防災協定の締結を進めている市の努力と、協定を締結してくださっている多くの団体については、大変心強くありがたいと思うところです。一方で、締結内容を見ると、その協力内容の概要は理解できるものの、実際にはどのような形で機能的に活動されるのかが不明だと言わざるを得ません。そこで、以下お尋ねします。

①市が計画している発災時におけるさまざまな団体、組織との連携について。

ア、連携を想定している団体、組織にはどのようなところがあるか。

イ、連携を想定している団体、組織との連携内容について。

ア、連携内容を連携先とどのように共有しているのか。

イ、連携するためにどのような準備をしているのか。

そして、②として、団体、組織との連携における課題と今後の対応についてお聞かせください。

2つ目のテーマは、公共施設の市民の利用状況についてです。

公民館や市民センターなど東大和市には市民が利用できる公共施設があり、私も一市民として利用をさせていただいているところです。市では、公共施設等総合管理計画をもとに公共施設などの老朽化対策に必要な財源や、少子高齢化に伴う抜本的な総量の見直しなどを行っているところだと思いますが、今回はそのようなハード面ではなく、利用方法やサービス面といったソフト面、言いかえると利用者ニーズや時代に合った運営といった点を中心に現状と課題を確認させていただきたいと思います。

そこで、以下お尋ねします。

①平成27年10月よりスタートした公民館、市民センターの公共施設予約システムについて。

ア、導入後の市民の利用状況について。

イ、利用者からの評判や意見について把握していることはあるか。

②として、市では受益者負担という考えのもと、利用料などのさまざまな改定を進めているが、公共施設の利用料金についてはどのように考えているのか。

そして③として、市民の利用する公共施設における課題と今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、この場での質問はここまでで終了させていただきます。再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔9 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、発災時に連携を想定する団体、組織についてであります。東京都北多摩西

部消防署や東大和警察署などの東京都関係機関、近隣市や喜多方市などの地方公共団体、陸上自衛隊、NTT東日本や東京電力などの指定公共機関、東大和市医師会や東大和市社会福祉協議会などの指定地方公共機関、東大和建設同友会、株式会社イトーヨーカ堂、市内社会福祉法人などの民間団体や自治会などの自主防災組織等との連携を想定しております。

次に、連携内容についての連携先との共有についてであります。災害協定を締結している団体、組織とは協定書として連携内容を共有しております。また、連携を想定している多くの団体、組織は、総合防災訓練等の各訓練に参画しており、具体的な訓練を通して連携内容を共有しているものと認識しております。

次に、連携するための準備についてであります。総合防災訓練等の各種訓練を通じて、連携する団体と万が一に備えた必要な準備を進めております。また、災害時に国や東京都が各地方公共団体と円滑な連携を図ることができるようさまざまなガイドライン等を策定しております。

市としましては、これらのガイドライン等を参考に、各団体とより緊密な連携を図ることができるよう、活用等について研究を進めているところであります。

次に、各団体、組織との連携における課題と今後の対応についてであります。当面の課題といたしましては、東京都が平成30年1月に策定しました東京都災害時受援応援計画を前提に東京都や各市との物資及び人的支援の相互応援体制の整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設予約システムの利用状況についてであります。市民センターでは現在1,027団体が予約システムの利用者登録をしており、そのうち3分の2の団体が定期的な利用団体であると認識しております。

次に、利用者からの評判や意見についてであります。導入当初は、高齢の方々を中心に予約システムの操作に関する問い合わせがありましたが、現在はインターネット環境を通じていつでも施設の空き状況の確認や予約ができることにより利便性が向上したとの意見をいただいているところであります。

公民館におけます利用状況等につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公共施設の使用料についてであります。市では第5次行政改革大綱に基づき、使用料、手数料等の定期的な見直しを行っております。

公共施設の使用料は、施設利用の対価として特定の施設利用者に応分の負担をしていただくものであります。このような受益者負担の原則という考え方を基本としまして、原価と使用料との比較や他市の状況などを考慮しながら受益者負担の適正化に努めているところであります。

次に、公共施設における課題と今後の対応についてであります。老朽化した施設の増加、少子高齢化の進展による利用ニーズの量と質の変化への対応、更新等に必要な財源の確保等が課題であると考えております。

また、今後の対応としましては、配置の適正化を踏まえた施設の更新、人口や財政の動向を踏まえた時代の変化に応じたサービス水準の見直し、中長期的な視点に基づく効率的な維持管理の推進によるライフサイクルコストの低減及び平準化を図ることなどであると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、公民館における公共施設予約システム導入後の利用状況について御説明をいたします。

公民館では、平成29年度に716団体が予約システムの利用者登録を行い、そのうち約3分の2の444団体が定期利用グループとなっております。

次に、利用者からの評判や意見についてであります。従来行っていた調整会議がなくなり楽になった、あるいは夜でも予約ができて便利になったなど、御意見をいただいております。一方、複数グループが競合し当選率が下がる場合には希望の学習室がとれず、他の団体へ移動したり、やむなく日程変更をしたりするなどの御意見をいただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、1つ目の防災についてから再質問させていただきたいと思います。

市長答弁でも、さまざまな団体、組織と防災協定を締結しているということが示されましたが、この発災時に協力体制をとる団体、組織と防災協定を結ぶに至る過程というのはどのようになっているのでしょうか。例えば市が災害時に必要な事項を洗い出し、行政ができること、民間や他団体に依頼したいことなどに分け、それらの協力が得られる団体や組織に市側からお願いしているのでしょうか。それとも締結させていただいてる外部の団体からこんなことができますよっていうふうに申し出いただいているのか、その点について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 発災時における各協力団体と防災協定を締結するようなきっかけといたしましては、主に市側からのお願いをしております。

協定先につきましては、地域防災計画の中で避難、それから警備、交通、それと緊急輸送とか医療救護とか飲料水、食料、生活必需品等の供給、帰宅困難者対策などなど、さまざまな対策が章立てに記載されておりますが、この枠組みに沿って協定が可能な団体と締結をさせていただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今さまざまな枠組みで協力の必要だと考えられる分野について推し進めてるというお話でしたけれども、現時点でその枠組みの中でまだまだ他団体、外部の協力団体が得られてない、充足していないという分野がありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 詳しくはいろいろあると思いますけども、ざっと考えてみて、さまざまところから国や東京都など、供給された資源物資を各避難所に届けなければなりません。この際の手車等で各避難所に輸送する、この分野が充足されてないと認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。物資がせっかく来たのに避難所に届かないということは非常に残念なことというかですね、もったいないことだと思いますので、ぜひその分野で御協力いただける団体をまた協定も結べるように探して、働きかけをお願いしたいと思います。

また、市長答弁では、災害協定を締結している団体、組織とは協定書として連携内容を共有しており、また連携を想定している多くの団体、組織は、総合防災訓練などの各訓練への参加を通して具体的な連携内容を共有しているというふうな認識が示されましたが、協定書で連携内容を共有しているということですが、協定書にはどのようなことが書かれているのでしょうか。

例えば、市内にある、先ほど市長答弁でも具体的な会社名出ておりましたが、大手小売店の企業とは応急用食料及び飲料水などの供給、もしくは生活用品というのも書かれてたと思いますが、その供給について協定を締結しているというふうになっておりますが、ここでは概要的な内容しかわかりませんので、もう少し詳細なことまで協定書で確認してるのかどうか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 協定書の内容でございますけども、今御説明いただいた大手小売店との物資の供給に関する協定書でいいますと、食料品、それから日用雑貨品等、供給物資の範囲を定め、物資の要請は品目とか数量、納入場所等、必要な事項を明記した文書で行うことや、物資の引き渡しは原則店舗で行う、また協定業務に従事した従業員が負傷とか死亡とかした場合の損害補償、あるいはその他費用の請求などが記載されてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

それから、協定書の対象となっているのかわかりませんが、連携を想定している多くの団体、組織は、総合防災訓練などへの各訓練に参画されているということでした。この連携を想定しているということは協定とはまた違った形になると思うんですが、この想定している団体、組織とは何か覚書のようなもの、すなわち行政側と協力していただける団体、組織と双方の理解にそごがないような確認できるような書面みたいなものをもって連携を想定しているのかどうかを教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 一例になりますけれども、総合防災訓練の実施に当たりまして、実施要綱とか実施要領を策定してございます。

例えば、この中に市の医療救護所設置運営訓練というのがありますけれども、実施要領をもとに陸上自衛隊による医療救護所設営、それから消防署、消防団による医療救護所の傷病者の搬送、それと協定団体による傷病者の車両搬送ですね、これらの訓練を合同で医師会や歯科医師会、薬剤師会等が協定に基づく医療救護活動の訓練を実施してございます。

こうした訓練を通じまして、協定内容や関連団体との連携を確認する一助になってるものと考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 連携を想定している団体として、市長答弁の中で自治会や地域防災組織ということが出てたと思うんですが、これらの団体とはどのような確認をとっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 自治会とか自主防災組織と市との間で連携や協力を確認できるような書面は現在ではございません。ただ、今小中学校ごとに避難所の運営マニュアルの作成を進めてございます。避難所の運営につきましては、避難所ごとに設置される避難所運営委員会において進めていくこととなりますけれども、主に自治会とか自主防災組織の方々に運営を担ってもらおうということもございますので、地域の自治会の方々にもこのマニュアルの説明を順次行っているところでございます。

ですから、今後こうしたマニュアルのような書面を通して相互理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 自治会や地域防災組織とは、訓練や、それからマニュアルを整備して、それを共有する

ことで互いの役割分担であったり、そういうことの共通理解を深めていくということですので、ぜひ推し進めていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど壇上でも述べさせていただきましたとおり、昨今では多くの自治体が民間組織と災害時応援協定っていう、当市の場合は防災協定っていうふうに呼んでおりますけれども、そういうものを締結しているというふうに、世の中の的にそういう流れになっているようです。一方で、災害時にこれらの協定の実効性の確保というものが曖昧になっているというか、それが課題になっているということのようです。

平成27年2月に、一般財団法人日本防火・危機管理促進協会がまとめた報告書では、これら協定の実効性に対する課題がまとめられているんですけども、特に東日本大震災の際に実際に起こった事例からの課題もそこには明らかにされております。これらの課題については、いわゆる官、行政側に係る関係する課題、それから締結先である民に関係する課題、それから官と民の間に関係にかかわる課題、それから外部環境にかかわる課題というふうにこちらの報告書ではカテゴライズされております。

こちらでは市の行政について確認をする場ですので、官、いわゆる東大和市が関係する課題と、それから締結先である民間と行政との間にかかわる課題等がこちらに載っておりますので、その内容と照らし合わせて東大和市の防災協定の実効性の現状についてを確認させていただけたらなというふうに思っております。

まず、この官、いわゆる東大和市に係る課題なんですけれども、そもそも論として、東大和市自身が被災してしまう、言いかえると、この市役所が被災してしまい協定の実効性が担保されないというような例が東日本大震災のときにもあったようですし、ほかの近年の災害のときにもそんな報道があったかと思います。そういった市が被災してしまった場合の対応については、この協定先の団体と共有されてるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市役所が被災してしまった場合の対応について協定先と共有しているのかということでございますけれども、行政側の被災した場合に備えまして、地域防災計画とは別に事業継続計画を定めております。また、そこで発災時の限られた資源をもとに的確に業務を遂行することとしているため、協定先とは共有はしてございません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしましたら、市が被災してしまったという状況の場合、協定先が被災してないっていうときに、どう対応していいのかっていうことはわからないという状況になってるということによろしいですか。

○総務部参事（東 栄一君） 行政が被災した場合に、現実的には災害対策本部を機能するまでは市から連絡等ができませんので、協定先の活動は現実的には後手に回らざるを得ないという認識でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 協定先が、市が被災したっていうことがわかってれば待機みたいな状況になるかもしれませんが、そういう情報が入らない場合、協定先としては何かしたいというか、できるんじゃないのかっていう気持ちになっていただいている場合もあると思うんですよね。できれば、市が被災した場合の対応についても、協定先にこういう形で対応することになっておりますっていうことはお知らせしておいたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますので、御検討いただけたらなというふうに思います。

次に、実際にあった課題として、庁内の各部局が調整をしないままばらばらに協定先に連絡をとってしまって、民間組織の支援を得ることが困難になってしまった例があったそうです。いろんなところが同じところに電話して、どっちを優先していいのかみたいな状況だと思いますけれども、この協定先への依頼連絡について

は東大和市ではどのようになっているのでしょうか。

また、協定先が市に何かを確認したいときの窓口については明確になっているのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時には災害対策本部が設置されますが、そこで災対総務部、災対企画財政部、災対市民部など各部が設置されることになっております。その各部がそれぞれの事務を分掌することになっておりますので、基本的には協定先には事務を分掌する部が連絡する窓口となることになってございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今のお話ですと、じゃ東日本大震災のときにどこかの自治体であったそういったトラブルというものは、東大和市では起こらないという理解でよろしいでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 事務分掌は決まっているわけですが、しかし災害時に円滑な対応ができるとは言いがたいというふうに感じてございます。それぞれの部門が今後どこどのような連携をするのか、十分認識した継続的な訓練が必要だと感じているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） よろしくお願ひします。防災協定の件数も大分ふえておりますので、いわゆる統括してるところが、ここはこの部署だろうと思っけていても、その部署がそうじゃないと思っけていて、上手にコントロールできないと思っけていますので、よろしくお願ひします。

次に、いわゆる行政側と締結先の民間団体の関係性にかかわる課題について確認させていただきたいんですが、活動上の役割とか、あと目標などの取り決めが具体的ではなくぼわんとしていたために、連携に混乱が生じて活動が行えなかったり、せつかくの協力活動が無駄なものになってしまったという例があったそうです。

例えば、同じような協力協定をしている先が複数あって、現場でどちらの業者が何を担当するのか不明確な中、最終的には、悲しいことですが、業者間でトラブルになってしまったというような例があったとのことです。

東大和市でも、現在締結している防災協定の中で、同じような協力内容を締結している先が複数あるような防災協定もあるように見受けるんですけども、この各協定先との調整などについてのルールというものはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 各協定先と調整などについてのルールは現在はありません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そういったところも今後は整えていただいたほうがいいのかというふうには思っけております。

あと、ちょっとこの点についてはこの後でも触れさせていただきたいと思っけていますが、また別の官民の関係性に関係する課題として挙げられていたのが、連携先と共通の書式っていうものが準備されていなかった、いわゆるフォーマットがなかったなど、必要書類の準備不足のために災害対応業務に支障が生じた例もあったそうです。

例えば、住宅を滅失した被災者に対して、民間賃貸住宅を借り上げ応急仮設住宅として提供する方策をとっていた自治体で、不動産業者さんと申し込み者との契約書の書式が定まっていなかったために入居の決定や契約手続がおくれ、不動産業者さんからも、それから入居したい申し込み者の両方から苦情が寄せられてしまっけて対応がおくれってしまったっていう例があったようです。

このような例以外にも共通の書類があったほうがスムーズにその場で対応できるっていうことがあると思っけて

ますが、東大和市ではこのような書式を使うような協力要請みたいなのについての準備は進められてるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 協定によっては、市と協定先との間で書式を定めてるものもございますけれども、共通の書式というのはいりません。また、協定先が被災者との間で使用するような書式のようなものも、現在のところは定めていません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしますと、あるものもあるけれども、まだ整ってないものもあるっていう現状だと思いますが、書式がないことで起こり得るトラブルというものはどんなものが想定されるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 具体的には申し上げられないんですけれども、実際にはさまざまな場面であり得るというふうに感じてるところでございます。

協定内容を分類して、共通の書式を利用したほうがトラブルが減ると思われそうですが、このあたりは課題でございますので、今後研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほどの応急用食料及び飲料水などの協力の協定を結んでる小売店の企業と内容の中で、その他の請求事項についてとかって協定にありましたよね。それも複数の企業さんと協定を結んでられるので、何かを市に請求する場合の書式っていうものを共通のものがあつたほうが、恐らくその後の事務処理についてばらばらの書式であればと、チェックするところが飛び散ったりしますので、そうでなくても平時ではありませんので、なるべく間違いがなくスムーズに行くように想定される書式っていうものは御準備をされていたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討ください。

それから、そもそもの課題としてこういう例もあつたそうです。いわゆる防災協定を締結した後、締結先と余り頻繁に連絡をしていなかったっていうことがあつたようです。例えば締結先の担当者もかわると思うんですね、会社です。それから、締結先の電話番号、いわゆる防災協定の担当の電話番号がかわつていうこともあつて、発災時に連絡先を突きとめるまでに非常に手間取つたという例があつたようです。

当市の場合はそういった締結した後の締結先との連絡はどういう頻度でやつてるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） まず、総合防災訓練の各種訓練に参加している協定先とは、当然毎年度連絡調整を行うことになります。

また、協定の期間というのを有限で設定しておりまして、大体3年ほどとしておりますけれども、ですから協定を締結した後、全く連絡しないということはないように、必ず一定の時期が来たら協定内容、継続の意思の確認も含めて連絡するようにしてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） これは自然災害じゃなくて人災になってしまいますので、ぜひそういった確認などが漏れないように備えていただければなというふうに思います。

あと、同じような、先ほども協力活動をしてくださる団体間でトラブルがあつたという課題を申し上げましたけれども、この同じような協力活動をしてくださる団体間の横の連絡、連携がとれるような体制も必要だと思うんですが、そのような場というか、対応というものは市は行つてるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 団体間の横の連携ということでございますけれども、あるとすれば総合防災訓練におきまして協定内容がほぼ同じ団体が一緒に訓練を実施されることがありますので、その場面ではある程度

連携は意識できてるといふふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今までの御答弁も聞いてますと、総合防災訓練であつたりさまざまな訓練の場はいわゆる顔を合わせて共通理解を図る機会となつてるようですけども、この訓練への協定先の参加率っていうのはどれぐらいになつてるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 平成29年度の総合防災訓練で申し上げますと、先ほど御紹介いただきました民間団体等との協力の協定の団体というのが48件というふうにお話しさせていただきましたけど、このうち24件の協定先が参加しておりますので、それでいいますと参加率は50%ということになります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 防災協定を締結してる一覧がホームページなどでも閲覧できるんですけども、物資の供給の場合はそれほど重要じゃないかもしれませんが、例えば建機を貸し出してくださる会社が幾つかあつたりとか、そういったときに今の協定っていうのは行政と協定先が全部行政と1対1で結んでいる状況ですので、発災時には想定していないことも起こり得ることが否めませんので、できれば似たような協定内容、いわゆる現場で顔を合わせそうな人たちとか、お互いが横で連絡すれば解決するような出来事っていうのもあるかもしれませんので、総合防災訓練に必ずしも出席しないとならないような協力活動ではない協定先もありますので、機を見計らつて、そういったところでお互いの横の共通認識を図るといろいろなことがスムーズにいくのじゃないかなというふうに考えますので、ぜひそういった機会も検討いただいたほうがいいのかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、防災協定の提携先との連絡を一元化、今は担当部でっていう形でしたけど、発災時に一元化をするっていうこともある意味一つの効率的、あとはコントロールするのもいいのではないかなというふうに考えるんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 防災協定の締結先との連絡窓口につきましては、ちょっと先ほど話をしましたけれども、基本的には地域防災計画に規定されている各部の事務分掌を担当してる部門になると考えてございますので、今のところはその方向で進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 実際にどうなんでしょう、訓練の中で協定先に連絡をとるシミュレーション的な、いわゆる劇のようなと言えいいんでしょうか、そんな訓練をされてるかどうかわかりませんが、やはり現場が混乱しているときに、特に外部の方を巻き込むと余計その混乱が大きくなってしまふことも想定されますので、ぜひとも1件1件の協定を単発で見直すのではなく、全体を押しなべて俯瞰して関係性を見たり、どういふふうにならうところに要請をお願いするのかわつていふようなことを、この件数になつてきますので、ぜひ一度見直しをしていただいたほうがいいのかというふうに思っております。

この協定内容にはどういふことが書かれてるんですか。最初のほうでお尋ねしたんですけども、協定内容を市民が見た場合、ホームページなどでも、応急食料品の提供とかそういう感じでしか見れないわけですね。でも、先ほどの御答弁ですと、先ほど市長がおっしゃつていた例えばイトーヨーカドーさんの店舗でそれを受け取つてそれがということは、私は最初に協定内容を見たときに、ヨーカドーさんが避難所に運んでくれるって実は思っちゃいました。

なので、協定内容のみだけではなくて、大まかで構いませんので、協力活動がイメージできるようなことも

市民の皆様に公開しておく、発災時のトラブルや混乱を減らすことができると思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） おっしゃるとおり、協力団体の活動が具体的にイメージできるようになることが大変重要だと考えてございます。御提案を踏まえまして、発災時のトラブルや混乱を少しでも減らすことができるような手法や体制について研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ぜひ、知っていて行動したり判断していただくことと、全く知らないでっていうことだと市民の行動も変わってくると思いますので、ぜひともそのあたりは、余り細かくてもまた大変ですけども、イメージしてもらえそうな情報をぜひ市民のほうにも伝えていただければなというふうに思っております。

発災時は、協定先が被災をしてしまうということもあると思います。市でもそうですし、協定先でもいいですけども、被災が原因で協力活動ができなかったことっていうのは仕方がないと言っちゃうとあれですけども、もうどうしようもない部分もあると思うんですが、事前の準備不足で上手に機能しないっていうことが、せっかくの協定ですので、その実効性を損なわれる原因になってはいけないというふうに考えておりますので、東日本大震災やその後のさまざまな自然災害におけるそういった自治体の課題が浮き彫りになってるようなレポートっていうものも世の中にたくさんございますので、そういったもので自分たちがイメージできなかった、なるほどこういうときもあるんだなっていうものもあると思いますので、ぜひ確認をしていただいて、ここまで積み上げた防災協定の実効性が担保されるような形で準備を進めていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1つ目は以上でございます。

2つ目の公共施設の市民の利用状況について、再質問をさせていただきたいと思います。

市長の御答弁では、市民センターでは現在1,027団体が予約システムの利用者登録を行い、公民館では平成29年度に716団体が予約システムの利用者登録を行ったということでした。

この市民センター、公民館の利用者登録をしている方々は、公民館、市民センターと重複して登録されているっていうことはあるのでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館、市民センターの利用者登録の重複につきましては、両施設に登録し予約している団体の方々もいると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしましたら、その重複している団体数、先ほど個別の団体数は御答弁いただいておりますけれども、重複、両方ともに登録をしているっていう団体については把握されてるのでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 重複している団体については、現状では把握しておりません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 私が所属してる団体は、両方登録しております。

予約システムでは、市民センターと公民館のIDが両方出されるんです。いわゆる登録をするとそれぞれにIDが交付されてまして、予約システムにそれぞれのIDでログインをするんですが、例えば公民館のIDでログインをして、自分たちが使いたい日時や施設の要件などをこういうふうに検索をしてあいてる、あいてないってやるんですが、公民館でログインをしたとしても、市民センターの施設も全部出るんですね。ですが、

公民館でとれないと市民センターがあいてると、じゃ、こちらとろうって行って、あなたにはここを予約する資格はないみたいなメッセージが出てしまって、そうさそうさ、公民館でログインをしてたから、じゃこれログアウトして、そうさ市民センターでログインしなきゃいけないんだっていうふうになってるんです、現状。

この公民館利用者IDと市民センター利用者IDを分けている理由はということなのかを教えてくださいたいんですけども。

○社会教育部長（小俣 学君） IDを分けていることについてでございますけども、基本的には公民館と市民センターの予約方法、予約の回数、さまざま説明事項に相違がございます、混乱を避けるためというのが基本的な部分でございます。

実はもう一つありまして、こちらは公民館側の話になってしまうんですけども、システムを導入する際のことでありましたが、公民館の高齢者のグループの皆様から、IDを統一することで競合して落選率が高くなり、いつも使っている身近な施設を利用できなくなるなどの当時強い要望がございまして、まずはシステムを導入しなければということで、導入したいということを優先して進めてまいりましたので、IDのほうは統一せずに進めたというような経過がございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 理由はわかりました。でも、公民館のIDでログインをしても市民センターと全部一覧で見れるので、見えなくしたほうがいいんじゃないかと。見えちゃえばそこがとりたくなるけど、資格はございませんというメッセージが出るっていうのがちょっと私のほうでわからないんですが、両方の情報が同じ画面で出てくるっていう理由はどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） IDを分けているのに両方の情報が出てくる理由につきましては、御登録がまだの方々にも施設の空き状況がごらんいただけるようなつくりになっているためでございます。まず、空き状況をごらんになってから予約ができさうだということで御登録していただける場合がございますので、両方の情報が見られるようになっております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 了解しました。じゃ、今の御答弁を私の理解では公民館しか登録をしてなかった、だけど市民センターもこんなにあいてて、実は使い勝手がいいんじゃないかと思った方は、市民センターの登録もしたいっていうことを促したいっていうことですよ。なので、公民館と市民センターの取り扱いについては大体同じような認識でいらっしゃるっていうふうなことを理解させていただきました。

では、システムの統一することは可能かどうかを教えてください。IDを統一することで。

○中央公民館長（尾又恵子君） システム的には統一は可能でございますが、IDを統一するためには公民館の利用者からの要望への対応など課題の解決が必要であると考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） さまざま統一するには課題があるっていう、システムの統一は可能だっていうことですけども。先ほどの答弁だと、早くこの予約システムを導入したいということで導入をされた、いろいろな問題が整理されない中でっていうことでしたが、市民センター側もあるわけで、この予約システムを導入当初、IDを分けるっていうことについて庁内全体ではどのような議論がされたのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 導入をするときの関係部署が集まって行っておりました会議の中での話でございますが、その当時はIDを統一したほうがいいんじゃないかという話も実際議論はありました。ただ、近隣

市において事例を伺い、見に行ったりした中で、最初は統一していたんだけど、いろんな事情があって、不都合があったりして別々のIDに分けたと、そういう事例もあったことを踏まえて、公民館側の要望なんかもありましたものですから、その議論の中ではIDを分けて進めていくということで進んできたという、そういう議論は当時ございました。

以上です。

○9番(和地仁美君) よくわかったようでわからないなっていうのが正直な感想なんですけど、例えばIDを、先ほどどちらかしか登録をしていない方が、ほかのほうもあいてるんだったらそっちにも登録してもらいたいっていうことのきっかけにしたいっていう御答弁がありますよね。ということは、最終的には両方登録しておほしいってことなのかなっていうふうには私は思ってしまうんですね。

例えば、このIDを登録するっていうこと——IDを統一すると例えば起こり得る問題とか混乱というもののはどんなものを想定されてるのか教えてください。

○中央公民館長(尾又恵子君) 導入の当時ですが、いろいろな要望の中で、IDを統一することで公民館で活動する団体が安定的な活動ができなくなり、特に高齢者のグループが減ってしまうかもしれないということが公民館としてはなかなかできない課題として認識し、統一ということではなく考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 当時そういう議論があったっていうことは理解しましたが、ちょっとわからないなと思うので、このことは後ほどにも触れたいと思うので。

もう1点、ちょっと私が疑問に思ったことは、この予約システムの導入で利便性が高まったっていうことは市長答弁でも教育長答弁でもあったと思いますが、体育施設についてはこのシステムには入れられてない状況ですが、体育施設、さまざま予約を団体がとってると思いますが、このシステムをそういった体育施設に導入していない、一緒にそのシステムを使っていない理由があれば教えてください。

○社会教育部長(小俣 学君) 体育施設の予約システムの導入をしていない理由についてでありますけども、こちらについては、東大和市体育施設等指定管理者仕様書に基づきまして、施設の予約システムについては指定管理者が用意するというようになっておりますので、公民館、市民センターの進めておりました施設の予約システムとは別に動いて進んできているということでございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) ということは、指定管理者のほうで予約システムは準備するというか、導入する場合は指定管理者の主導でという形だっという内容になってるということですね。了解いたしました。

あと、この予約システムなんですけれども、パソコンやスマートフォンで予約ができるんですけども、ここで予約をした場合は仮予約っていう状況なんですよね。仮予約という形になって、使用日の前には必ず誰か、その団体の人が窓口に行って本予約ということをしなくてはならないんですけども、窓口で本予約の対応してくれる日っていうものは、公民館、市民センター、どのようになっているのでしょうか。

○地域振興課長(大法 努君) 市民センターにおきましては、原則職員が勤務しております月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時の間に利用する施設の窓口で本予約の手続きをしていただいております。

以上でございます。

○中央公民館長(尾又恵子君) 公民館では、仮予約のままの場合でも、利用する当日の入室前に手続きをしていただければ使用できるようになっております。また、職員が不在となる火曜日から土曜日の午後5時以降及び

日曜、祝日も管理員が対応させていただいています。

以上でございます。

- 9番(和地仁美君) 了解しました。公民館は、要するに当日にその場を訪れたことで本予約になるということとは、前の日とかまでに私がぼちっとしたものは仮予約だということの状態にはなっているけれども、要するに事前にもう一度行かなくてもいいってことは初めて知りました。

市民センターについては、職員が勤務している時間帯、5時までに行かなければいけないってことは私の認識と一緒になんですけど、午前、午後、夜間というふうに貸し出しの時間帯がなっています。夜間というのは18時からでしたかね、なんですけれども、18時から借りる方っていうのは18時から活動をする方が多いというふうに私は想定するんですが、5時に職員の方がいなくなってしまう、5時までにはしか本予約を受け付けてくれないとなると、貸し出しは6時からっていう生活の時間帯の方にはちょっときついと思うんですが、その点については何か改善というのができないんでしょうか。

- 地域振興課長(大法 努君) 夜間など職員が勤務していない時間帯の対応につきましては、例えば現在市民課において行っている電話予約による住民票の交付なども参考にしながら、手法について研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 9番(和地仁美君) 仮予約の後電話をすれば本予約になるのかなとも思いますが、きょうは余りいろいろなこと聞きたいのであれですが、本予約っていうものがどういった意味合いがあって、何を要望したり何のためにやってるのかっていう部分をできれば明らかにしていただくと、もうひと手間っていうところが納得感があってできるんじゃないかなというふうに思います。

あと、利用者、先ほど登録者数があったと思いますが、登録をするときには、市民センターには市民センターの書式で、公民館には公民館の書式で必要事項を書いて全く違う書類で、内容はほとんど似てますけど、ちょっと違うんですね。それを両方に出さなくてはならないんですけれども、書類を提出をしてIDをもらいます。

毎年度、変更がないか、新たに書類が渡されるっていうルールになっているようです。これは管理者側からすれば、代表者の変更がないとか、連絡先が変わってないとか、そういうような形で確認する必要があるってことなんですけど、既存の利用者、1回登録した方については、その登録内容をシステム上で確認をして、代表者がかわるような団体もあると思いますので、そんなところで変更がきいたりするのかどうか、そういったことはできないんでしょうか。

- 地域振興課長(大法 努君) 現在のシステムにおいては、団体名と代表者名は確認することができますが、その他の情報につきましては画面上では確認することができません。また、代表者の変更などは、市職員専用サイトからのみ修正できる状況でありまして、利用者側で修正できるシステムにはなっておりません。

登録されても利用がない団体、代表者の変更手続がなされておらず緊急時の連絡がとれなかった事案などがありましたことから、毎年団体調査票を提出していただき、団体の登録内容を把握させていただいてるところでございます。

以上でございます。

- 中央公民館長(尾又恵子君) 先ほどの地域振興課の答弁にもありましたとおり、現システムでは各グループが御自身で利用登録の内容を確認したり修正できるような仕組みになっておりません。

公民館では、調整会議を廃止してから、全ての団体の皆様とお話ができる年1回の登録の機会を大事にしておりますので、この窓口で市民とお知り合いになるということが地域活動の拠点となるための第一歩と考えて大事にしておりますので、御面倒でも提出いただいております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 確かに公民館、市民センターでは市民センターまつりっていうふうな形ではいろいろ行われてないと思いますし、公民館活動っていうものを支えてくださっているいろいろな団体の方が、以前は調整会議を通じて意見交換をしたり、いわゆる出会いの場になったりさまざまな機能を果たしていたと思いますので、この調整会議がなくなった弊害っていうものはあるんじゃないかなというふうには理解はしています。

一方で、年1回の登録の機会というのは実際には確保されてないんじゃないのかなっていうふうに思っています。というのは、その書類が送られてくるわけではなく、年度がかわって初めてそこに行ったときにお声かけをされて、新しい年度になったので変更内容がないかこれ出してくださいっていう形で渡されるので、例えばことし登録して、来年度たまたま1回も使わなかった。2年あいた。3年目も実は使えるんですよ、予約システム、あいてても。なので、必ず年1回確認はされてない、担保はされてないと思うんですね。なので、一度登録してしまえばできるっていう中で、公民館側の事情もわかるんですけども、そこら辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうかね。

先ほど、いろいろと予約システムが入って利便性が上がったっていうふうな話がある、これは利便性の話で、公民館運営や公民館活動を発展させるっていうのはちょっと違った形で考えたほうがいいんじゃないかなと思う中で、利便性上がったといいながら、全てのネット上でやったりすることの利便性を使い切っていないとか、そんなふうに思うんですけども、今後ネットサービスの拡充について市はどういうふうに考えているのか教えていただけますか。

○社会教育部長(小俣 学君) この予約システムにつきましては、平成27年10月にスタートしまして2年半ですかね、ぐらいたってございまして、大分定着してきたかなというふうには思っているところでございますが、まだまだ改善といえますか、検討する余地はあるのかなと思っております。

今、議員の言われました1年に1回しか使わない団体、スポット的な団体というふうにちょっと私どもでは話をしたりするんですけども、確かにお話のとおり、そういうスポット的に使う団体については、ことしは使わないよということであれば、申し込みとか公民館に来る機会はないので1年間会わなかったり、2年間会わなかったりということは現実的には確かにございます。

そういうことが、そういう団体と顔合わせすることが目的だということでそういう機会を大事にしたいというふうに公民館は思っておりますけれども、なかなかそのところはできる限り会う中で続けていきたい、お話をしていきたい、呼びかけをしていきたい、そういう心がけをもって対応してるところでございます。

この登録の件については、公民館の中でもいろいろどうあるべきかっていう話、実際出てますので、こちらについては、市民センターのほうも関係してますので、関係課で話をしながら、よりよいシステムにしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 恐らく利便性と管理と公民館が市民とこういう関係でありたいっていうような思いが全部整理されない中で、ごちゃごちゃってなってるような印象を受けます。なので、せっかく予約システム入れているのなら、そこが利便性っていう部分をそれで考える。一方、市民と公民館との関係性とか横のつながり

っていうものは、それはそれで担保する仕組みを考えるっていうふうに整理をされて、もう一度仕組みを見直しをされてはいかがかなというふうに思っております。

次に、受益者負担についてに触れるんですけども、市長答弁では、公共施設の使用料は施設利用の対価として特定の施設利用者に応分の御負担をいただくものであります。このような受益者負担の原則という考え方を基本にしているというふうな御答弁をいただきました。

東大和市の公民館や市民センターの使用料は無料というふうに思われていると思います。しかし、公民館条例では、各施設、部屋やホールなどの料金が明記されてるんですね。なので、本当は無料じゃないんだと思います。ですので、この無料で使用できる団体については、どのようにそれを無料にするっていうふうに決められているのか教えてください。

○中央公民館長（尾又恵子君） 無料で使用できる団体についてでございますが、東大和市立公民館条例によりまして、社会教育法第20条の目的について利用する場合に無料と認定しておりますので、団体が手続をする際、直接活動の内容などを聞く中で判断をしております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ささまざまな自治体の利用申し込みについてのホームページなど、今回見させていただいたんですが、無料じゃない中で無料とする団体の認定は、例えば教育長がこういう活動ならって認めてるとか、市民の人が5名以上所属しているグループならとか、いろいろなぜ無料になるのかってということが書かれてたりするんですが、先ほど当市の場合は社会教育法第20条の目的について利用する場合とかっていうお話を今いただきましたけれども、その無料っていうふうに認定するのは誰ですかね、当市の場合は。その条件はどのようになっているんでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 窓口で職員がお話をお聞きしながら、公民館運営事務処理取扱基準に基づいて確認させていただいております。各館長の決裁をもって決定しております。活動の目的が営利などの御利用でないかなどの条件を確認させていただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしますと、申請をするときに窓口の方がお話を伺いながらっていう形になるのかなというふうに思います。

市民センターのほうについては、この利用料についてはどういうルールになっているんでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 市民センターにあります地区会館及び集会所におきましては、施設の設置目的であります学習、集会及びレクリエーションの用に供していただく団体の皆様には、使用料は徴収せずに無料で利用いただいております。市内に会合等を実施する場所が不足していることから、条例において営利団体など施設の設置目的以外で利用する場合に使用料を徴収すると定めております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほど言ったように、今回26市全部のホームページを見たんですが、当市の場合は多分市民の方は公民館は無料だっというふうに思っているようなイメージがあるんですけども、本当は有料だけれども、公民館の目的に合致している活動をする方たちだから無料になっているっていうことなんですが、使用料を減免したり無料にしているっていうことを市民にお知らせするような場面というものを東大和市のほうでは設けてるんでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 市民センターにおきましては、公共施設の利用団体を問わず原則無料であり、

例外として営利団体が利用していることから、利用の度合いを考えましてホームページなどでは料金提示を前面には出しておりません。

以上でございます。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館では、市ホームページの例規集で公民館の条例をごらんになっていただくことにより料金を確認していただくことができます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ずっとこの受益者負担のこと言っていると、和地仁美は公民館を有料にしろって思ってるのかっていうふうに思われるかもしれませんが、決してそういうことでは私はありません。

ただ、無料になる団体が自分たちの活動が公に認められていて、こういうことに寄与しているから無料で使ってるんだってというその価値とかですね、そういうものを認識する場面がないと、先ほど予約のことで公民館しか登録していない人が市民センターがあいてるから、じゃ市民センターも登録しようみたいな同じ扱いというのがありましたけれども、場所を借りるっていう感覚じゃない意味を、多分無料になるっていうことで認識いただくことも必要じゃないかなっていうふうに思うんですが、その点についての市の見解を教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館が原則無料であることにつきましては、窓口で配布しております公民館の利用案内で御案内をしているところでございますけども、利用する団体には施設が無料で使える理由を理解していただいて御利用いただくほうが、より施設を大切に御利用いただけるというふうにも考えるところがございます。

そういった面では、ホームページの画面の中でも、そういうPRができないか工夫をしたり、そのほか窓口やほかのところでも掲示等でそういうことをPRしていく必要はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 無料のほうが大切に使ってくれるっていう御意見も今伺いましたけれども、先ほど高齢者の団体の方が、自分たちがなれ親しんで通いやすいところで、毎週何曜日何時からこの練習をしましょうという方がとれなくなってしまうおそれがあるっていう話がありましたね。私の周りにも公民館、市民センターを利用している団体の方いますけど、1カ月前から予約できるんですが、予約担当係になった人は夜中にやるんですよ、とれるように。だから、それもいいか悪いか、高齢者の方が、それも毎週きちんと活動してくれてる方がそれでいいのかなっていうふうな気持ちも私は実際あります。

なので、先ほどスポット的っていう話があったと思いますが、きちんと定期的に活動してらっしゃる方とスポット的な方の利用について同じ扱いにする必要はないんじゃないかなっていうふうに私は思ったりもしているんですが、それに対する市のお考えを教えてください。

○中央公民館長（尾又恵子君） 現在、公民館では、どの団体様も同様な取り扱いをしております。主な理由といたしましては、スポット的な団体に対しても、将来的に公民館に協力していただけるよう呼びかけをしたいと考えているからでございます。

議員の言われるように、調整会議がなくなったということで利用者同士が集まる場がなくなっちゃいましたので、現在はスポット的な利用の方には利用者懇談会やグループ活動講習会などに出てきてくださいという形で呼びかけさせていただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） スポット的な使い方をしている私なんですけれども、そういう呼びかけをいただいたことは今のところはございません。考えている方向性は非常に理解できるんですけれども、ちょっとうまくいってないのかなって印象です。

近隣市のことを言うと非常に恐縮なんですけど、例えば小平市さんでは、定期使用団体をAとBの2つにランクづけていうんですかね、分けているそうです。

Aっていうところに、要するにA団体、Aグループの団体は、公民館活動の新聞づくりとか公民館まつりだとか、あとはさまざまなそういった活動に参加をする。それから、当番でお茶碗をきれいにするっていう活動をされると。Bっていう団体も、定期的には利用するんですけど、そこまで公民館活動に協力はできないけれども、お茶碗はきれいにしますよって、何かあるそうです。その人たちは定期団体なので、年に何回か定期的に集められて、一般のスポット的な団体がとる前に自分たちの定期的な活動に使いたい場所を押さえることができるっていう形で、お金を払うだけが受益者負担ではなくて、何か活動に参加するからそういったことを得られるんだっていうような私は考え方も一つあるんじゃないかなというふうに思います。

そのことによって、みんなで作って上げる公民館っていうような意識も浮かぶと思いますし、そういったような今は公平に団体は扱ってるといことですが、このような公民館活動の安定化を踏まえたような取り組みっていうものについて市はどのように考えてらっしゃるでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今御提案がありました小平市の情報ですけども、団体ごとに利用頻度に応じてランクづけをすると、それに対応や取り扱いに差をつけていくというようなお話でございました。

私も公民館のほうでも、利用者連絡会等がございまして、この利用団体が利用者連絡会へ強制加入とか、まつり実行委員会への輪番制とかいろいろ話題に上がることがございます。しかしながら、利用者連絡会への加入とか、まつり実行委員会の輪番制等については、あくまでも任意ということで、そういう自主性を尊重してますので、なかなか今のところは団体ごとのランクづけというのはすぐにはできないのかなというふうに思っております。

今後、他市、小平市の事例もそうですけども、そういうランクづけでいろいろ公民館への参画のあり方、そういうことで差をつけて、ランクをつけて予約にも差が出るとか、そういうこともやってるまちの御紹介もありましたので、今後小平市だけではありませんが、ほかのまちのこともよく調査しまして研究してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） ぜひ研究していただきたいと思います。高齢者が主体となって活動してらっしゃるグループは、やっぱり1年間、何曜日、何時からここの公民館でっていうことをとれることのありがたさって、それがもう夜中に若い人にクリックされちゃったらとれなくなっちゃうわけですから、それでそういう団体の人たちはいろいろな活動に協力していただいているんで、それぐらいの差っていうものは利用者の中でも理解いただけるような内容ではないかなっていうふうに私は思いますので、ぜひ研究をしてください。よろしく願います。

それから、備品がいろいろあると思うんですけども、公民館にも市民センターにも、この備品について、料金が設定、公民館の場合はされてるんですかね。この備品の活用についての料金についてはどのように市は考えてるのか教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 市民センターにおきましては、条例において備品の貸し出しに当たり使用料の

徴収規定は設けておりません。現在は市民の皆様の学習の機会、集会及びレクリエーションの場として経済的負担を軽減し、生活や余暇をより快適で身近な活動として定着していただけるよう無料の貸し出しを行っているところでございます。

以上でございます。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館の備品の料金についてでございますが、ホールを利用される有料団体につきましてはマイク、放送施設など有料とさせていただいておりますが、営利団体などのホール使用以外につきましては備品については無料で提供させていただいております。

公民館の備品については、時代とともに御要望のふえた備品、例えばプロジェクターやハンディマイク、ブルーレイ対応テレビ、移動しやすい折り畳みの机、軽量のパネルなどにつきまして各館で順次購入させていただいております。現在は利用者の皆様の経済的負担を軽減し、地域活動の振興や学習活動を援助するため無料で提供させていただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 無料ということでありがたいことなんですけれども、市が進めているこの受益者負担という考え方との整合性についてはどのように考えているのかなと思います。ちょっと分野は違いますけれども、プラネタリウムは有料です。

税金は対価性のないものなので、それはある一定の活動に使うってことはどうなのかなというふうに思います。要するに何かを借りたから幾ら払うってような、明確となっているものにはそんなに高額ではなくても多少の負担をお願いするっていう考え方もあると思います。財政的にゆとりがなくて先送りになっているような事業、学校のトイレもそうですけれども、そういうものがある中で、そこら辺はちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点について受益者負担という考え方との整合性についての市の考えを教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 受益者が明確で特定の施設の利用者に応分の負担をしていただくという考えにつきましては、一定の理解をしてるところでございます。

しかしながら、現在貸し出し施設につきましては原則無料になっておりますことから、その附帯設備等の備品につきまして有料とすることにつきまして、利用者の負担を求めるといことにつきましては、市民の皆様に御理解をいただくことが、そういうことも含めまして今後調査研究をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ぜひ調査研究してください。

私、気になっているのがピアノなんですよね、各施設にある。毎年の予算書に各ピアノのある施設、学校は除きますけれども、調律代が計上されてます。今ピアノは誰でもその施設を借りた方は、いわゆるピアノに心得のある方もない方も使える状態です。市民センターのピアノのところに鍵盤動かないと思ったら、食べ物のお菓子のかすが挟まっていたり、やはりピアノを使うってことに対して、年間で調律代っていうものを使ってるわけですので、ここについては有料にしても、いわゆる1枠300円なのか500円なのかわかりませんが、いただいたお金で調律をする。

例えば今、和太鼓の団体とかいろいろ自分たちで持ち込まなきゃならないで活動されてる方は、じゃ和太鼓も運ぶのが大変だから、公民館用意してくださいよっていう話にはなってないと思うんですよ。なので、ピ

アノの使用については、やはり毎年毎年メンテナンスのお金がかかっているわけですから、300円とか500円とか、妥当な、調律に使うんですよっていうことで徴収するっていうことも必要ではないかなと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○地域振興課長（大法 努君） 現状として、毎年度適切な調律の実施による管理が必要であるということは認識しております。調律の頻度を抑えるためにも、例えばピアノに施錠を施し利用者だけが使用できるようになるなど、管理を徹底できる方策を検討してまいります。

個別な施設備品の使用料の徴収につきましては、その範囲、金額、また現在原則無料となっている使用料との整合もあることから、今後の研究課題と捉えております。

以上でございます。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館のピアノにつきましては、全5館に配備されておりまして、それぞれ年1回の調律をしながら利用していただいております。

議員の言われるとおり、調律など適正な管理は必要であると認識しておりますが、使用料につきましては現在原則無料となっている施設使用料との整合性もございまして、他市の事例も調査しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ピアノについても、先ほど言った団体をA、Bとか分けるつもりはないっていうお話でしたが、例えば定期的に音楽活動してるとわかってる団体には無料にしてスポットにはっていう考えもできるかもしれませんので、ぜひいろいろな調査研究を推し進めてほしいと思います。

ピアノは丁寧に使えば一生ものですが、やはり調律を毎年1回、いろんな人がさわるのに1回しかしてないというのは、やはり寿命に影響の出る環境だと思いますので、せっかくの備品ですので長く使えるように検討いただければと思います。

最後に、ちょっと話の方向性は変わるんですが、市民センターのお風呂について聞きたいと思います。

現在市内にあるお風呂と利用者数について教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 老人福祉施設の風呂につきましては、奈良橋の老人福祉センター、上北台老人福祉館、南街老人福祉館、向原老人福祉館及び清原老人福祉館の5館に設置しております。

利用者数であります。平成29年度実績によりますと、奈良橋の老人福祉センターが延べ1,628人、上北台老人福祉館が延べ1,977人、南街老人福祉館が延べ1,546人、向原老人福祉館が延べ2,965人、清原老人福祉館が延べ3,257人となっております。なお、入浴登録者数は5館合計で228人となっております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 延べ人数でいうと1,000人単位なんですが、5館全部で入浴の登録者数が5館で228人ということですので、1館当たり40名ちょっとかなという利用登録をされてる方だなというふうに思います。

そもそもなぜ市が高齢者のために風呂を用意するようになったんですかね。また、当市の場合は無料になっています。有料になっている自治体もあるようですけれども、当市の場合は無料なんですけれども、こういった用意したことと料金設定に対する市の考えを教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 老人福祉館につきましては、まず昭和45年に南街老人福祉館が開館いたしました。その後、その当時の東大和市基本構想、基本計画における高齢者福祉の推進のため老人福祉館の整備が公共施設配置構想の一環として推し進める中で無料で利用できる老人福祉館が整備されてきたものと認識してお

ります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほど228人の方が登録しているということでしたが、この入浴サービスを提供するために必要な年間経費というかコストと、このサービスする提供日時って言えばいいんですかね、について教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 入浴日は、施設によりまして異なります。老人福祉センターと向原老人福祉館が毎週火曜日と木曜日、上北台老人福祉館、南街老人福祉館及び清原老人福祉館が毎週水曜日と金曜日に利用いただけます。時間は、午前11時から午後3時までで、2時間ごとに男女入れかえとなっております。

入浴施設に係る必要コストでございますが、光熱水費で勘案いたしますと、5館合計で年間約380万円の経費が伴っていると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 週に2回ということですかね。4時間の間で男女入れかえで各2時間ずつってことですね。年間コストでいうと、人件費やそういった目に見えないコストを除いて光熱費だけで380万円ってことのようにです。

これについても、私は一定の料金を取ったほうがいいんじゃないかなという考えではいるんですが、その前に利用者の方ってというのは、入浴する際は1人で入浴してもよろしいんでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） なるべくお2人以上で入浴していただきたい旨お願いしてるところでございます。しかしながら、状況によりましてはお1人での入浴になることもあるかもしれませんが、特に入浴をお断りしてはございません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 高齢者の事故って言う言い方でいいんでしょうか、浴室が非常に多いと思います。いわゆる足を滑らすもそうですし、あったかいお湯に入って体調を崩すってということもあると思うんですが。1人でも入っていい、1人で入ってるときにそうなってしまったってというようなことになると、事故などのリスク管理に問題があるというふうに考えるんですけれども、市のお考えをお聞かせください。

○地域振興課長（大法 努君） 各施設におきまして、浴室、脱衣所、トイレそれぞれに非常用の呼び出しボタンを設けておりまして、緊急時には職員が駆けつけられる体制となっております。また、初めて利用する方には、緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記入していただく浴室利用登録申請書の提出をお願いしており、万が一の対応に備えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 非常用のボタンを押せばいいんですけど、押せないときもありますし、あとは女性が入ってるときに、基本的に市民センターの窓口いる方、男性多いんですよ。男性だけなのかな。男性の方が駆けつけるってことは可能なかどうかというふうに考えると、ちょっといろいろと課題があるんじゃないかなというふうに思います。

私は市内のこういう浴室ってというのは、1つ目と同じ災害時に何かしら活用できるんじゃないかなって言う考えもあるので、全てを廃止したほうがいいというふうには思いませんけれども、隣の市のかたくりの湯までは言いませんが、例えばいろんな世代の人が入って交流の場になるようなお風呂のあり方であったり、ちょっと今は週2回、いわゆるお風呂に入る、何といたらいいんでしょう、体を洗いにいくっていったらいいんで

しょうか、何かそういうことのための施設に見えるので、あり方としてはちょっと今後いろいろと考えたほうがいいんじゃないかな、入浴料をとるとらないも含め考えていただいたほうがいいと思います、この老人福祉館の今後についての市のお考えについてお聞かせください。

○市民部長（村上敏彰君） 現状では、老人福祉館におけるお風呂は、高齢者の利用に限られてございます。また今議員さんもおっしゃられましたように、お風呂につきましては、災害発生時に入浴施設の確保の点からは有効な活用が図られることも想定できます。一方で、通常時におけるお年寄りの単独利用の場合、今申し上げましたように議員さんが御指摘いただきましたように、万が一の場合の対応についてなど課題もございます。

現在、市では、公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後の公共施設のあり方を検討してございます。今後の公共施設のあり方を検討する中では、歳入の増加が見込めない中、社会保障費関連の歳出の増加に伴いまして公共施設等の維持管理や更新に充当できる財源の確保が難しくなることが見込まれてございます。

このことから、今ある施設を同じ量、同じ機能で維持し続けることは難しく、老人福祉館につきましてもそうした中、将来的には附帯設備としてのお風呂のあり方も含め、市の財政状況に見合った行政サービスの水準の見直しや時代の変化に対応できるような見直しを行う必要があると、このように認識してございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） いろいろと公共施設について申し上げましたけれども、やはり時代に合ったということと、あとやっぱり今の行政の財政状況に合った、いわゆる持続可能などという意味でいいますと、先ほどの細かいことですが、ピアノ1つでも持続させなきゃ、壊れてしまって使えなくなったら買いかえなければならぬわけで、やはりそこら辺が受益者負担というかですね、あと利用者の方の利便性、いろんな面を一度見直していただきたいなと思います。

予約システムの導入も10年たってしまったら、もう何が何だか、登録団体もよくわからないとかいろいろ整理がつかなくなると思いますので、ぜひとも少しめどがついた今の時期に見直しをお願いできればなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 4時 1分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成30年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、5項目について質問をさせていただきます。

1点目として、自転車等駐車場対策についてであります。

市内の方が利用する5駅、玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅、東大和市駅、武蔵大和駅の駐車場は、有料化による整備後、新たに駐車場不足解消のため行政の御努力により増設をしていただきました。大変感謝をしております。

しかしながら、各駅の利用者にヒアリングをさせていただきましたが、いまだ玉川上水駅、上北台駅、桜街道駅では不足が解消できていない状況が続いています。特に一時利用の駐車場が不足し、数多くの市民の方より増設の要望をお受けをしております。市民の方が安心して利用できるよう、さらに整備をする必要があると考えます。

ここで、お伺いいたします。

①として、各駅の駐車場の現状についてお伺いいたします。

ア、玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅周辺の一時利用が不足していると聞いているが、市の認識とその後の対策について伺います。

イ、定期利用の箇所を、休日などあいているときなどに一時利用として使用できないか。

2点目として、道路の空洞化調査について伺います。

道路の空洞化調査については、これまでも事故を未然に防ぐため、会派として予算要望、また一般質問で取り上げ、調査の実施を要望してきました。その結果、このたび路面下の空洞化調査を7カ所実施していただきました。ありがとうございます。路面下の公共インフラについては、今後長寿命化対策として積極的に進めるべきであると考えます。

ここで、お伺いします。

①空洞化調査を実施したと聞いているが、具体的な調査内容について伺います。

②今回の調査を踏まえ、今後道路保全についてどのように取り組もうとしているのか。

3点目として、防犯対策についてであります。

市民の安心・安全のため、防犯対策の取り組みは極めて重要であります。昨今各地で悪質な犯罪も起きております。犯罪を未然に防ぐため、全国各自治体でもパトロールの強化、防犯カメラの増設など対策を強化しております。当市でも、不審者情報がある中、防犯対策の強化が必要であると考えます。

ここで、お伺いいたします。

①当市は防犯に対しどのような取り組みを行っているのか。

②各地において不審者による凶悪な犯罪がふえていると思われるが、当市として公園や危険と思われる箇所に防犯カメラを設置することはできないか。

③防犯カメラを有効に設置するため、民間企業と防犯カメラ及び自動販売機の設置に関する協定を締結できないか。

④各家庭において個人で防犯カメラを設置した場合について。

ア、地域の防犯力が向上すると思うが、市の認識を伺います。

イ、個人で設置した場合、市として補助はできないか。

ウ、設置した場合、犯罪抑止力になるためのステッカーや看板などを設置することはできないか。

4点目として、ひきこもり支援についてであります。

昨年、第1回定例会でひきこもり対策について質問をさせていただきました。ひきこもりについては、把握が難しく、当市としては東京都のひきこもりに関する相談支援事業の情報提供と周知に努めているとのことで

ありました。

内閣府が2015年に行った調査では、15歳から39歳までのひきこもりの若者は54万人と推測されております。ひきこもりは、期間は7年以上の人が35%に及び長期化し、ひきこもりの高齢化が大きな課題になっています。80代の親と50代の子供が同居し、社会から孤立して困窮する状況は8050問題と呼ばれた新たな支援のあり方が問われております。内閣府は、今年度、40歳から59歳までを対象とした初の全国調査を行う方針を出しました。このようにひきこもりは社会問題化している現状であります。だからこそ気軽に相談できる体制づくりが必要ではないかと考えます。

ここで、お伺いいたします。

①ひきこもりや不登校、人間関係などの悩みを抱える人への対応をするため、市に総合相談窓口を設置することはできないか。

②支援につながるためのセミナーなどはできないか。

5点目として、空き家対策についてであります。

2015年に施行された空家対策特別措置法で、空き家に関する対策計画の策定や実施が市町村の責務として定められております。調査なくして発言なし、公明党は現場の声を聞き、政策立案に生かしていくための全国100万人の訪問調査運動を4つのテーマで実施をしております。防災・減災、介護、子育て、中小企業についてアンケート調査を行っております。聞き取り調査をしていく中で、防災・減災に関しては、地域において危険で改善が必要であると思われる場所はどこですかとの問いに、空き家と回答する人が多くあります。全国各地で空き家がふえている中、当市も例外ではありません。

昨年の質問でも述べさせていただきましたが、総務省の調査によると、2033年には3軒に1軒が空き家になると推測されております。空き家の増加は、地域の治安悪化、景観悪化、不動産価値の下落などリスクを高めます。このように当市の市民からも不安の声が上がる中、空き家対策は早急に進めるべきではないかと考えます。

ここで、お伺いいたします。

①空き家がふえていると思われるが、適切な管理及び利活用促進のため実態調査を行うべきと考えるが、市の認識を伺います。

②武蔵村山市が実施しているシルバー人材センターとの連携による実態調査について、当市でも参考にするとのことだが、実施する考えはないのか。

③空き家の適正管理のための条例の制定を進めるべきと考えるが、市の認識を伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

なお、再質問の順番でありますけれども、番号として1、2、3、5、4の順に行わせていただきます。ぜひ前進ある答弁に期待をしております。よろしくお伺いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、玉川上水、桜街道駅、上北台駅周辺の自転車等駐車場の一時利用についてであります。平成29年11月からの有料化後、自転車等駐車場によりましては定期利用、一時利用の収容台数が不足している箇所があります。その解決に向けて定期利用枠の拡大や自転車等駐車場の増設の対策を実施しましたが、現在も玉川上水駅や桜街道駅周辺の自転車等駐車場の一時利用箇所が満車になることがありますことか

ら、一時利用台数の増設を検討してるところであります。

次に、定期利用箇所を一時利用として使用することについてであります。専用機械の設置を含めた管理の問題や管理人の常駐等が必要になりますことから、実施は困難であると考えております。

次に、道路の空洞化調査についてであります。新しい技術として開発された探知装置を設置された車両が路面上を通行することで路面下の空洞を探知するという調査方法を使って、民間事業者が市内幹線道路の数路線を試験的に探知調査し、その報告がありました。

市が行いました空洞化調査につきましては、民間事業者の探知調査結果により空洞化していると推定された箇所についてボーリング調査を実施し、空洞の有無について確認したものであります。

次に、今後の道路保全の取り組みについてであります。市が行いました空洞化調査の結果を踏まえ、新しい技術を使った探知調査が道路陥没等の大きな損傷が発生する前の予防保全対策として活用可能か、費用対効果を含めて検証してまいりたいと考えております。

次に、防犯の取り組みについてであります。現状の取り組みとしましては、青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロール、安全・安心メールによる不審者情報等の提供、防犯カメラの設置・運用等を実施しております。また、生活安全協議会を設置し、関係機関相互の連携を図っております。

次に、公園や危険と思われる箇所に防犯カメラを設置することについてであります。防犯カメラは、適切に運用することで犯罪防止に一定の効果があるものと認識しておりますが、設置・運用につきましては、財源の確保やプライバシー保護等慎重に対応する必要もありますことから、引き続き研究してまいります。

次に、民間企業との防犯カメラ及び自動販売機の設置に関する協定についてであります。一般社団法人防災・防犯自販機協会等の団体と防犯カメラ及び自動販売機の設置に関する協定を締結している自治体があることは承知しておりますが、プライバシー保護等の対応を踏まえ、引き続き研究してまいります。

次に、各家庭で個人が防犯カメラを設置することについての市の認識についてであります。各家庭において防犯カメラを設置した場合に、地域の防犯力は向上すると思われませんが、設置の判断については個人の判断に委ねられるものと認識しております。

次に、個人で防犯カメラを設置した場合の市の補助についてであります。国や東京都においても、個人で防犯カメラを設置した場合の補助制度はありません。市においても、現在のところ補助する予定はありません。

次に、防犯カメラを設置した場合のステッカーや看板などの設置についてであります。現在のところステッカーや看板の設置はしておりませんが、各市の実施状況等の情報収集に努め研究してまいります。

次に、ひきこもりなどの総合相談窓口の設置についてであります。ひきこもりに至る要因は多岐にわたっており、その背景も多様でありますことから、市や関係機関の相談窓口も変わってまいります。国では、ひきこもりに特化した第1次相談窓口として都道府県単位でひきこもり地域支援センターの整備を進めており、東京都では、ひきこもりサポートネットがその機能を有しております。

市といたしましては、関係部署が連携して適切な相談窓口への案内を行うとともに、ひきこもり支援に関する情報提供や周知を図ってまいります。

次に、セミナーなどの開催についてであります。市といたしましては、東京都のひきこもり等の若者支援プログラムに沿って、若者の社会参加等を支援する活動を行っております団体や機関等の講演会等の周知を図り、ひきこもりの方や御家族への支援につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家の事態調査についてであります。現状では雑草の繁茂等による近隣居住者からの苦情や問い

合わせに基づき、その都度現場を確認し、管理が不適切な空き家につきましては、所有者に対して土地、家屋の適正管理をお願いしております。今後管理が不適切な空き家の増加が懸念されますことから、市内の空き家の実態把握等が課題であると認識しております。

次に、シルバー人材センターと連携した空き家の実態調査についてであります。武蔵村山市では、シルバー人材センターが市報を全戸配布しており、これを活用して空き家の実態調査を行っております。現在全戸配布する業務に空き家の実態調査を加えることができないか研究を進めているところであります。

次に、空き家の適正管理のための条例制定についてであります。現在は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正管理に努めております。条例の制定につきましては、今後の空き家対応を総合的に勘案し研究してまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほど、壇上でも述べましたけれども、昨年12月の一般質問でも自転車の駐車場対策について質問させていただきました。その後増設をしていただきましたけれども、やはりまだ十分ではないという市民からの意見が数多く出ております。特に玉川上水、桜街道、上北台に関しては、当然東大和市民が中心になりますけれども、立川市、また武蔵村山市の市民からも要望が出ています。

まず初めに、玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅周辺の自転車等駐車場の有料化後に収容台数が不足してきてからその後の対応を改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成29年11月にこの3駅を有料化をしまして、その後、玉川上水駅につきましては、定期利用箇所と一時利用箇所の両方が不足してございました。対応につきましては、鉄道事業者への市からの要請によりまして74台の増設をしていただきました。また、市と自転車整備センターとの協議の中で、定期利用の定数からの割り増し分としまして、定期利用枠を99人分ふやしました。

桜街道駅につきましても、一時利用箇所がほぼ満車であり不足していたという状況がございました。そのような中で、定期利用ができずに一時利用箇所を利用していた方の対策としまして、定期利用の定数からの割り増し分としまして定期利用枠を53人分ふやしました。

上北台駅でございますが、こちらにつきましては定期利用と一時利用の両方が不足してございました。整備を保留しておりました第4公共自転車等駐車場を新設し、定期利用としまして202台を増設しました。また、第6公共自転車等駐車場の定期利用箇所のラックを固定式からスライドラック式に変更し、38台増としました。また、定期利用の定数からの割り増し分としまして定期利用枠を88人分ふやしたというような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。不足に対して、さまざま工夫をしながら改善していただいていると思いますけれども、いまだにこの3駅ですね、一時利用の箇所が満車になっていると聞きます。シルバーの方が整理をしていたり、自転車整備センターの方とお話をしますけれども、やはり市民の方から問い合わせが多いと。これに関しては、市として認識はあるのか、また各駅の定期、一時利用、それぞれの不足台数に関しては何台あるのか把握してるのかお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 玉川上水駅と桜街道駅の一時利用箇所につきましては、時々満車になることは認識してございます。また上北台駅におきましても、まれに満車になることも認識してございます。

不足についてですが、この5月末現在の数値として答弁させていただきます。

まず、玉川上水駅でございますが、定期利用につきましては、運営事業者でございます自転車駐車場整備センターに確認しましたところ、5月末日現在で空き待ちの人数が全体でおよそ200人ございますが、契約案内をしても手続に来ない方が数多くおりますことから、正確な数字は把握できないとのことでございます。この200人というよりは実質は減ってくるのではないかとということで考えてございます。

また、一時利用につきましては、一時利用ということで正確には把握はできないんですが、5月初めに現地を確認しましたときに、駅の西側の立川市の区域になるんですが、そちらに40台から50台の放置があった時期がございました。そんなようなことから、そのくらいの台数ではないかと推定はしてございます。

桜街道駅につきましては、定期利用、一時利用の不足ということで、定期利用につきましては、現在足りてる状況で、全体でおよそ100台ぐらいの余りが生じてございます。一時利用につきましては、こちらも推定にはなるんですが、現地の状況からおよそ10台から20台ぐらいと推定してございます。

上北台駅につきましては、定期利用につきましては、空き待ちの人数が全体でおよそ350人という報告がございましたが、先ほども申し上げましたように、契約案内をしても手続に来ない方が数多くいることから正確な数字は把握できないとのことでございます。ただ自転車駐車場整備センターの推定ではございますが、実質的には100人程度ぐらいであるとのことございました。また、一時利用の不足台数でございますが、満車になることがまれにありますことから足りていないということも認識してございますが、具体的な台数までの把握はちょっと今の段階では困難な状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。私もこの3駅に関しては時間、午前中、昼、夕方と定期的に確認をさせていただいております。

玉川上水に関しては、一時利用の箇所が時々満車、実際にこれ朝8時の時点で満車に近く、特に西側ですか、立川寄りのほうは、先ほど課長のほうがお話をしたように、5月段階で四、五十台ありました。現在見ると二、三台ということになってます。やはり放置区域を禁止したという部分があると思うんですけども、その自転車どこに行ったのかすごく不思議なんですけれども。

あと、桜街道に関しては、ほぼ足りていたり、実際には西側、八小付近のところは実際には一時利用がないために困っているという話を聞いております。

上北台駅に関しては、もう一時利用に関しては朝の7時45分から8時の間にはほとんど平日は満車になっているという今状況があります。

そういったことを踏まえて、増設についてはしっかり取り組まなければいけないなということを実現時点で感じております。

そこで、市民の方から何人かから問い合わせがあったんですけども、一時利用、当然定期利用、空きとか満車の満というね、満ちると書いてあるんですけども、一時利用が空きになってるだけけれども、実際にとめようとしたらとめるところがなく満車になっていると、そういうことも数回聞きました。これはどういうことなのか、おわかりになるでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらについては、市のほうで計画しました自転車整備センターの運営事業者の

ところの一時利用箇所として答弁させていただきます。

一時利用の機械は、前輪をロックするタイプとなっておりますが、利用者がきちんとロックをかけないと使用していることにならず空きの表示となってしまいます。このようなことは管理人も承知してございまして、定期巡回のときに1台1台チェックをし、ロックがかかっていない自転車があればその場でロックをしてございますが、その合間にそのような表示になってしまうということが考えられます。

管理人の方には小まめに巡回するよう指導してございますが、引き続きそのような指導をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私も何台か見かけましたけれども、タイヤが太くてそのまま入らないでロックがかからないまましてあって、自転車整備センターの方が困ってるという話を聞きました。これに関しては、前回は質問させていただきましたけれども、そういう自転車に対してはどのような対策があるのか、どうしていきたくお聞きたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） タイヤがラック式の規定に当てはまらないような太いタイヤについては、基本的には駐車できないこととなります。そのようなことが他市の小平市さんでもそのようなことがホームページに載ってございますし、そういうことは利用できないんですが、あえて申し上げますと、こちらあんまりお勧めはできないんですけれども、バイクの箇所を利用させていただくとか、そういうことが可能ですが、これはお勧めしない回答になりますが、そういうことも可能でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。実際にはかなり太いタイヤというのは、正直言って輪っかがはまらないということで自転車センターの方も結構困ってるんですね。昨年もそうだったんですけども、それに関しては何らかの対策、今後人気があってふえてきた場合どうなるのかなっていう部分もあるんですけども、それに関しては一応お勧めしないけれども、バイクのほうのということで、それで認識をさせていただきます。

今後、不足してる分に関してですけれども、一時利用の不足をどう解消していくのか、各駅ごとに教えていただきたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後の一時利用の不足の改善ということでございますが、まず玉川上水駅につきましてでございます。現在定期利用箇所の全ての箇所で空き待ち状態になっておりまして、契約上は空きはない状況でございますが、現地の状況を見るとかなり多くあいてるような箇所がございます。このことから、6月1日から定期利用枠の拡大をさらに170人をプラスして実施してございます。今実施してるところでございます。

この実施によりまして、定期利用箇所が利用できずに一時利用箇所を利用してる利用者が減ってくると考えてございますことから一時利用箇所があいてくると推定してございます。そのような形で推定してございますが、定期利用の拡大後についても、一時利用箇所の満車が改善されず今までと同様に現地の定期利用箇所に一定の空きが確認された場合、定期利用箇所の一部を一時利用箇所に変更することを考えてございます。その場合の台数はまだ未定でございます。

次に、桜街道につきましては、約30人の定期利用枠の拡大を行い、なおかつ旧カシオ前の第4公共自転車等駐車場のおよそ半数の定期があいていることから、駐車場の一部を一時利用箇所に変更することを検討してございます。

次に、上北台駅でございますが、こちらは定期利用枠の拡大のみを実施し、割り増し分としてさらに100人実施する予定でございます。このことによりまして、一時利用箇所も減ってくるものと推定してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 玉川上水駅ですけれども、西側の立川市、武蔵村山市、大和の方もとめてると思うんですけれども、これに関しては当然各市からも要望が来てると思うんですけれども、これについての対策について話し合いが持たれたとお聞きしてますけれども、その話し合いの内容についてお聞きしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) この5月に、立川市の方が市のほうに見えまして、今後連携していこうということで、情報交換しながら現地の状況についても情報共有しようということで話し合いをさせていただきました。また武蔵村山市も3市で協力して同様に情報交換していきましようということになってることでございます。また今後も自転車等駐車場の課題解決に向けて他市と連携していくという考えでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ここに関しては一番要望が多い地域だと思いますので、これに関しては具体的な策をぜひ講じていただきたいなと思います。

あと、定期利用箇所ですけれども、空き待ち状態なのに現地ではあいてるっていうことでした。実は私もきょう朝、ちょうど通勤が終わった8時20分ごろ、玉川上水の駅沿いですか、で確認させていただきましたけれども、かなりあきがありました。これは逆利用のせいもあるのかなと思うんですけれども、特に東大和療育センターのところに関しては駐輪されていたのは2台でした。あとはもうがらあきという状況でした。

でも、私は通りを通るときに、午前中、午後、夕方も見えます。そういった意味でほとんどあいている状況が続いているというのが現状であります。逆利用ってことは、夜確認しなければいけないのかなっていうことも感じるんですけれども、夕方以降も見たときに、やはりほとんどあいてる状況が続いてる中ですので、これに関してはしっかり確認をした上で、一時利用が早目に可能ではないかと思えますけれども、この点について各ほかのところについても確認をしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 定期利用箇所におきまして、空き待ち状態にもかかわらず毎日あきが多く見られる箇所が実際でございます。特に玉川上水駅周辺でございますが、都道沿いの第1公共自転車等駐車場が約3分の1程度あいてます。また、西武線の線路沿いの第2公共自転車等駐車場につきましても全体の約3分の1、また東大和療育センターの前の第6公共自転車等駐車場につきましても全体の2分の1程度あいてございます。

こちらについては、毎日利用しない利用者があるとか、先ほど議員のほうでおっしゃられました逆利用者があるとか、あと契約だけして利用しない方がいるとか、そういうことが原因だと思いますが、なかなかその辺の特定をするのは困難な状況でございます。

この辺の状況を今後把握しながら、玉川上水の限定にはなりますけど、一時利用が足りない場合は、一時利用にできるかどうか検討したいと思っておりますし、あと桜街道駅につきましては、今現在、一時利用箇所ということで検討させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それは強く推進をしていただきたいと思えますので、お願いします。

桜街道駅もかなり定期利用があいてるということで、一時利用ですけれども、万が一ふえた場合にカシオ前のところには緑地が——この緑地はとめられそうだなっていう箇所があるんですけれども、万が一ふえた場

合に一時利用の設置は可能かどうかお聞きしたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 桜街道駅周辺の旧カシオ前の第4駐車場のところでございますが、緑地がございます。こちらにつきましては、駐車台数が一時利用が若干不足しているものの、全体としては駐車スペースが余っておりますため、植樹帯がある緑地の部分を整備する必要はないということで現在のところは考えてございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 現在是对応できるということで、それは今後についてまた質問させていただきたいなと思います。

あとは上北台ですけれども、これも以前からずっと気になっていたところなんですけれども、上北台の駅舎下の東側駐輪場がありますけれども、西側の駅舎下にはあいてる状況になってますね。そこは少しスペースをとれば一時利用も設置が可能だと思うんですけれども、これに関してはなぜ駐輪整備ができなかったのかお聞きしたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この上北台駅の駅舎の西側の下のところでございますが、この下のところは現状を見ると車両の出入り口としての歩道の切り下げが1カ所ございます。また、バス停もございます。自転車駐車場として整備しても収容台数が少なくなります。設置費用や管理を考えますと適切ではないという判断から設置してございません。この箇所、無料の時代からこういうようなことから使用してないというようなことでございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** スペース的にはとれるような、予算をかけなくてもできるのではないかなと思いますけれども、これに関しては一時利用のしっかり改善をした上でまた考えていただきたいなと、これに関しては思います。

あと、上北台の駅を利用してる方にお声をかけてお話をさせていただいたんですけれども、当然定期待ちで抽せんになってると思うんですけれども、実は上北台の定期利用者で第1希望から第3希望まで基本的には申請をします。その方よりも後に来て、その方が第3希望の箇所に第1希望として申し込みをしていた方が先に当選してとめられてしまったと、これに関して、抽せん方法に何か問題があるのではないかなと思うんですけれども、これに関してはおわかりになりますでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 申し込みの方法につきましては、運営事業者でございます自転車駐車場整備センターに確認しました。空き待ちの利用者におきまして、第1希望ではなく第2希望以下の駐車場であきが出た場合、連絡をしてもほとんどの場合が反応が鈍く、期日まで待っても契約に来ない方が多いとのことでございます。連絡をしてから申し込み期限を10日間で設定しているということでございますが、その設定しているため、連絡がないと、その間、次の希望者への連絡ができないということでございます。空き待ちの利用者が多くいる中で、第2希望以下についてもこのように申し込み順にすると、空き待ちの処理に時間がかかり過ぎるため、現在は第1希望の方を優先して順位づけを行ってございまして、第1希望者の後に第2希望者の空き待ちを設定しているとのことでございます。

この方法につきましては、申し込み時に利用者の方にしっかり伝えるよう市から指導してございまして、現地においても掲示をしてお知らせをしております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。それに関して利用者に再度しっかり伝えるように徹底をお願いをしたいと思います。

あと、各駅に行ったときによく見かける光景があります。それは自転車を駅まで来たんだけど、どこにとめていいかわからなくてあちこちに行ってるケースで、駐輪場のシルバーの方に問い合わせをしたりとかっていうケースがあります。実際にどこにとめていいかわからないっていうケースが多いように感じます。そういった意味では、やはり一時利用はどこ、定期利用はどこというわかりやすい看板の設置を、前回のときも設置をする予定であるという話でしたけれども、これに関しての進捗についてはどうなっておるでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、市が整備しました5駅につきまして、案内板を設置することについて準備を進めているところでございます。1駅で案内板を2カ所とすることで考えてございますが、その設置場所についてはまだ今後の検討になります。また、表示の内容につきましては、案内図、各自転車等駐車場の名称、定期・一時利用別、管理者の連絡先、注意事項などを検討中でございます。時期についてはまだこれからということ未定でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しては、やはり行ったときにわかりにくいっていうケースがすごく聞きます。一時利用の駐輪場に行ったときでも、ここは一時利用なのかって、現実問題初めて行く人はわからないと思います。実際に看板を見ると一時利用って小さく書いてあるんですね。これだとわからないと思うんですね。そういった意味では、そういった公共施設自転車等駐車場って第1、第2、第3書いてありますけれども、そこは一時なのかっていうのがわかるように表示するべきではないかと思います。

それとともに、駐車場には上北台に関しては一時利用はオレンジの表示がされています。定期利用はグリーンになっています。そういった意味では、逆に下の路面にオレンジのラインを引くとか、グリーンのラインを引けばそれで一目瞭然で、ここは一時利用、ここは定期利用ってわかりやすいんだと思いますね。そういった意味では、そういった工夫もしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 駐車場内にそのようなカラーのラインというのは有効であるとは考えてございますが、担当課としまして、まだその辺までの検討はしてございませんので、今後そのようなことを調査研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ駐輪場に行ったときに確認していただきたいと思います。それを見ると、やはりわかりにくいなという、現場に行けば必ずわかりますから。そういった意味では、これに関してはよろしくをお願いしたいと思います。

あと、市長答弁で定期利用箇所ですけれども、これ一時的に利用することは困難ということでしたけれども、詳しくお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 定期利用箇所の一部を一時利用箇所に活用する場合は、管理面からも問題なく一時利用ができるような設備を整えることがまず第一に必要であると考えてございます。一時利用は料金を徴収しなければなりませんので、定期利用のあいている箇所で実施しようとする場合、定期利用箇所はラックがロック式ではないため対応が難しいと考えてございます。その理由としまして、一時的な使用であっても、基本的には専用支払い機の機械を置くことが必要になったり、その場合、専用支払い機設置の費用がかかること、また支払っている自転車と支払っていない自転車をどう区分けすることができるのかなどの課題がございます。

また、専用支払い機を置かないで実施しようとする場合、管理人が常駐して何らかの方法、例えば領収証の発行を渡すとか、自転車への表示シールなどを自転車に添付するとか、そのようなことで常時対応しなければなりませんので、課題が多過ぎるっていうことで実施は困難ということを考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。それに関しては、一時利用に関しては難しいということですけども、先ほど御答弁いただきましたけれども、不足が続くようであれば定期利用の一部を一時利用にさせていただくということでぜひ進めていただきたいと思います。やはり状況を見て、市民がやはり安心して駐車ができるようにぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

これで1番目の質問は終わりたいと思います。

続きまして、2番目の道路の空洞化調査についてお聞きしたいと思います。

市長のほうから具体的な調査についての御答弁をいただきましたけれども、もう一度詳しい内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 市長の答弁のとおり、空洞化調査の専門業者が3路線の幹線道路において、自主的にデモ調査を行いました。この調査方法は、路面下の空洞を探知できるセンサーを搭載した車両を道路上を走らすだけで空洞を探知できる新しい技術でございます。そのデータを市に提供いただきましたことから、その技術力を確認するため、空洞化していると推定された7カ所につきまして市において詳細な調査を実施したものでございます。

その調査の内容でございますが、その空洞化していると推定された箇所を直径5センチのボーリングマシンで路面を削工し、スコープ調査により撮影しまして、実際に空洞の有無を確認したっていうような調査でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この調査に関しては、私は同席できなかつたんですけども、我が会派でも直接工事の状況を見させていただきました。今回の調査7カ所ということでしたけども、その結果どうだったのか、7カ所について具体的な場所等含めて教えていただきたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 先ほど3路線と申し上げましたが、幹線道路の市道第1号線用水北通りにおいて3カ所、また市道第7号線中央通りで調査箇所3カ所、また市道第9号線のいちょう通りで1カ所の計7カ所を調査してございます。全部で7カ所実施しましたが、全ての箇所で空洞が見つかりました。このことによりまして、新しい技術の正確さが証明された形となりました。

この空洞でございますが、空洞の深さが5センチから28センチのごくわずかな範囲の箇所が5カ所ございまして、およそ50センチの箇所が1カ所、またおよそ1メートルの深さの空洞がある箇所が1カ所でございます。この50センチと1メートルの空洞がある箇所につきましては、早急に補修する予定で現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) できればこの50センチと1メートルの空洞が見つかった場所等はおわかりになりますか。

○土木課長(寺島由紀夫君) まず、市道第1号線でございますが、向原4丁目から6丁目の間、駅前のところから東に向かって行った箇所の3カ所の部分でございます。こちらにつきましては、1カ所、東側にかなり行

ったところになるんですけど、そこが深さ1メートルの空洞がございました。

市道7号線の中央通りにつきましては、調査箇所3カ所で、場所につきましては、いちよう通りの交差点から少し西側の部分のところを3カ所調査してございます。こちら1カ所が50センチということで出てございます。

また、9号線につきましては、いちよう通りで新青梅街道の手前ですね、ちょっと南側で1カ所調査をしてございます。こちらの深さは深さ5センチということでごくわずかなものでございました。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。今回の空洞化が見つかったということですけども、空洞化の原因については把握はできたんでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 地下埋設物の上付近や地下埋設物同士がふくそうしている部分の上の箇所ではございましたので、土砂埋め戻しの締め固め不足ではないかと推定してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 土砂の埋め戻しの不足ということですけども、これは私も以前、空洞化調査の話をしたときにそういうお話がありましたけども、これは不足のないようにぜひ指導していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) これにつきましては、占用企業者との道路調整会議などで、掘ったときの埋め戻しの転圧はしっかりするよということで指示はしてございます。また、市の直営の工事ですね、下水道工事であったり市の道路の関係の工事であったりとか、そのようなときもしっかり転圧するよう、また写真においてもそういうことで確認するようにしておりますので、そういう指導はしておるんですが、長い年月の間にやはりちょっとずつ下がってくる箇所がどうしても出てくるっていうことでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この調査に関しては、今後どうしていくつもりなのか、また本格的に調査を行っていくのかお聞きしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 今回の調査で掘削せずに空洞が判明できるということが確認でき、新技術の進歩とその技術力を感じたところでございます。市内には、道路の地下に幹線共同溝や地下鉄などの大規模施設はないため大規模な陥没が起こることは考えられず、今までも大規模な道路陥没は発生してございません。また、ほとんどの原因が地下埋設物管設置後の土砂の埋め戻しの締め固め不足からであると考えてございます。

そのようなことを踏まえて、今後につきましては調査距離別の調査費用の概算金額などを調査し、費用対効果を含めて検証を行っていきたいと考えてございます。

また、市内道路の生活道路を含めた全てを調査することは、調査対象が膨大となりますことから困難であると考えてございます。他市の実施状況や費用対効果を考えながら、幹線道路だけを対象にしていくなども合わせて研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ今後調査に向けてお願いをしたいと思っております。やはり全てを調査するっていうことはできないと思っておりますけれども、やはり今空洞化調査に関しては東京都内、市内でも空洞化調査を実施してるところが今多くなっております。そういった意味では、そういった状況もしっかりと情報を共有しながらぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

これで2番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会